

参考資料

令和8年度予算案の概要
(障害保健福祉部)

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの推進

(1) 良質な障害福祉サービスの確保

障害者自立支援給付費負担金

令和8年度当初予算案 1兆8,145 億円 (1兆6,531億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

障害者が地域の住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービス等を総合的に確保することに加え、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成・見直しを行うための経費。また、障害者施設や精神病院等に入所又は入院している障害者が地域生活に移行するための相談等を実施するための経費。

2 事業の概要

(1) 介護給付・訓練等給付

市町村が支弁する介護給付費及び訓練等給付費等（※）に要する経費の1／2を負担するもの。（障害者総合支援法第95条第1項第1号）については、障害者の自立した生活を支え、障害福祉サービスを必要な障害者に届けるための支援を行うために、必要な額を要求するもの。

※ 介護給付費・・・・・・・・・・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護（医療に係るものを除く。）、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援

訓練等給付費・・・・・・・・・・自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助

特定障害者特別給付費・・食費等に要した費用に掛かる低所得者への補足給付

その他・・・・・・・・・・高額障害者福祉サービス費

(2) 計画相談支援給付

障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するために、必要な額を要求するもの。

(3) 地域相談支援給付

地域移行や地域定着を支援するために必要な額を要求するもの。

(4) 補装具費

障害児・者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長するため、市町村が支弁する補装具費に要する経費の1／2を負担する。

3 実施主体等

実施主体：市町村

負担割合：国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

(2)障害福祉分野における賃上げ、省力化・業務効率化の支援

施策名：医療・介護等支援パッケージ（障害福祉分野）

① 施策の目的

- 障害福祉分野の人材確保が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。
- ロボットやICT等のテクノロジーの導入を支援する。
- 人材確保や生産性向上等に取り組む障害福祉サービス事業所に対するワンストップ型の支援体制を確保する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

ア 障害福祉分野における
賃上げに対する支援

- ・足下の賃上げの状況等を踏まえ、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における対応の一部の前倒しとして、障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援

439億円

※この他、障害児支援人材の賃上げ支援として183億円（こども家庭庁計上）

イ 障害福祉分野の介護テクノロジー
導入支援事業

- ・障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化に向けた、ロボットやICT等のテクノロジーの導入の支援

6.0億円

ウ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上
サポート促進事業（都道府県等実施分）

- ・人材確保や生産性向上等に取り組む障害福祉サービス等事業所に対するワンストップ型の支援体制の確保

5.6億円

エ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上
サポート拠点整備事業（国実施分）

- ・都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促すとともに、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開

3.3億円

④ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

障害福祉分野の職員の賃上げや人材確保・生産性向上の支援等を行うことで、障害福祉サービスの提供に必要な介護人材確保に繋がる。

① 施策の目的

- 障害福祉分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、福祉・介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

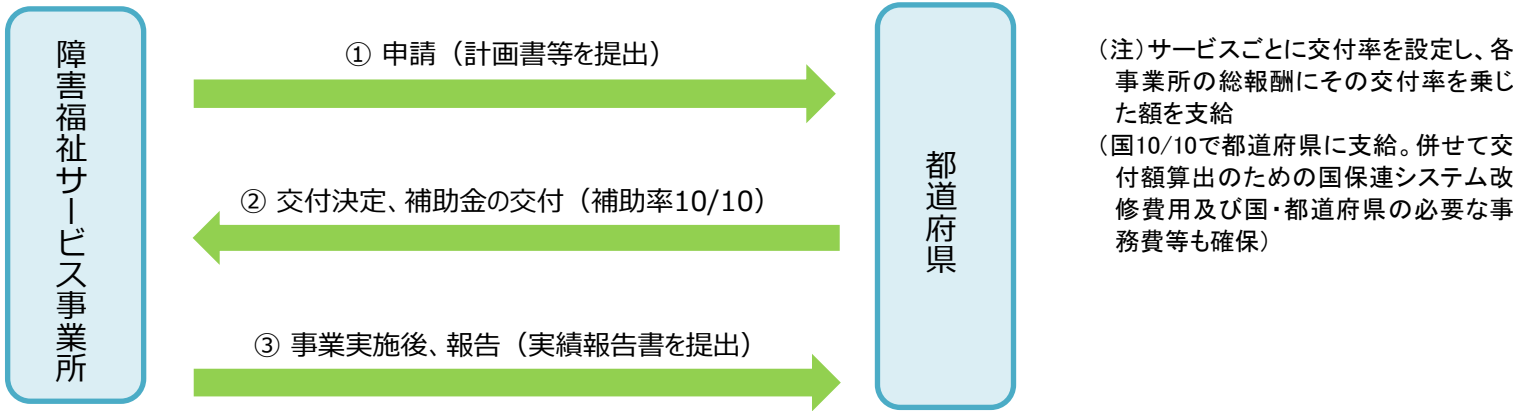
③ 施策の概要

- 障害福祉従事者に対して幅広く賃上げ支援(※)を実施。
(※)処遇改善加算の対象サービスについては加算を取得し取組を推進する(又は見込み)事業者、対象外サービス(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)については処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- (1)支給要件・金額
- 障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円
- (2)対象期間:令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 障害福祉分野の職員の賃上げ支援を実施することで、障害福祉サービス提供に必要な人材確保につながる。

① 施策の目的

利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を一層推進する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、ロボットやICT等のテクノロジーの導入に係る経費等を補助する。これにより、生み出した時間を身体介護等の業務に充て、障害福祉サービスの質の向上にも繋げていき、障害福祉現場の生産性向上を一層推進していく。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 介護ロボット
日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット
※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象
- ICT
①情報端末(タブレット端末など)、②ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、
③AIカメラ等(防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ)、
④通信環境機器等(Wi-Fi、ルーターなど)、⑤保守経費等(クラウドサービスなど)
- 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援
・介護ロボット・ICTを複数組み合わせる場合に必要経費
・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費

- 【導入支援の対象施設・事業所】
・障害者支援施設、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所 他(介護ロボット)
・障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所(ICT)

- 【補助率】
1. 施設等に対する導入支援:国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/4 事業者1/4
2. 都道府県等による導入促進(体験会・研修会):国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/2

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市

【事業スキーム】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせることで導入し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進することで、安心・安全な障害福祉サービスの提供に寄与する。

① 施策の目的

- 人材確保や生産性向上に関する業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制を整備する。

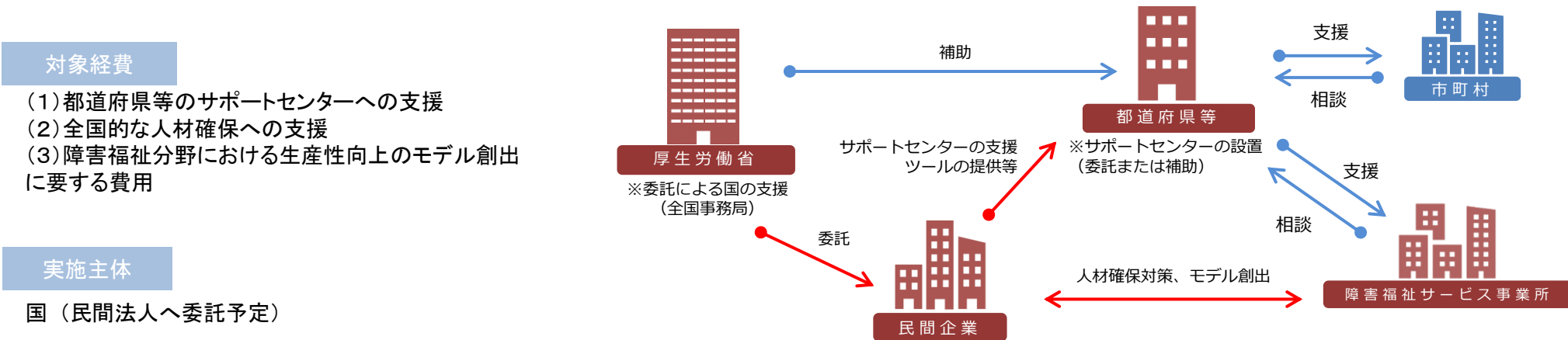
② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 人材確保や生産性向上等についての都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促すとともに、全国レベルでの支援の実施や、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開を進める。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加(令和8年度:50%、令和11年度:90%以上)
都道府県ワンストップ窓口設置数の増加(令和8年度:10以上、令和11年度:全都道府県)

(3)地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の拡充

令和8年度当初予算案 505億円（502億円） ※（）内は前年度当初予算額

〔○地域生活支援事業 445億円（442億円）
○地域生活支援促進事業 59億円（60億円）

注）地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業※の対応分を含む。

※ 障害分は基幹相談支援センター機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業分。いずれも基本事業の交付税措置分を除く。

1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 地域生活支援事業

（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）（※統合補助金）

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

[補助率]

- ①市町村事業：国1／2以内、都道府県1／4以内で補助
- ②都道府県事業：国1／2以内で補助

[主な事業]

- ①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

○ 地域生活支援促進事業（平成29年度創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

[補助率]

国1／2又は定額（10／10相当）

[主な事業]

発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

<事業実績>

1,724市町村、47都道府県
※ 令和6年度実績ベース

(4) 障害福祉サービス事業所等の整備及び 防災・減災対策の推進

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和8年度当初予算案 40億円 (50億円) ※ ()内は前年度当初予算額

※ 令和7年度補正予算：101億円

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行を支える基盤として、グループホーム等の整備を促進する。

また、障害者支援施設等の安全・安心を確保するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。

加えて、水害等に備えた排水設備の改修費用を、新たに補助対象に加える。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2 〔間接補助〕

（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4）

- 対象施設：ア 障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動援護）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等
- イ 生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等
- ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連
女性自立支援施設 等

① 施策の目的

「第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)」等を踏まえ、障害者支援施設等の利用者等の安全を守るため、防災・減災対策に関する施設整備を行う。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③ 施策の概要

障害者支援施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助対象経費

耐震化整備、非常用自家発電設備の整備、ブロック塀等改修、浸水被害等に備えた改修等に要する費用

補助率

国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者支援施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靱化を推進する。

① 施策の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、計画的な施設等の整備、入所者等の福祉の向上を図る。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行支援をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画にもとづく整備を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助率

国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

自治体の整備計画に基づくグループホーム等の整備を推進することで、障害者の社会参加や地域移行を推進し、障害者の福祉の向上が図られる。

① 施策の目的

災害により被害を受けた障害者支援施設等について、早期の復旧を推進する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③ 施策の概要

災害により被害を受けた障害者支援施設等の速やかな復旧を図るため、障害者支援施設等における災害復旧事業に要する費用の一部について、財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助対象経費

災害により被害を受けた障害者支援施設等の復旧に要する費用

実施主体

都道府県、指定都市、中核市

補助率

- ①直接補助の場合 国 1／2、都道府県 1／2
- ②間接補助の場合 国 1／2、都道府県 1／4、設置主体 1／4
- ※ 激甚法の対象施設(公立施設の一部)については、被害状況に応じて負担割合が決定される。

現行の補助金執行の流れ



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

災害により被害を受けた各施設を早期に復旧するための財政支援を行うことにより、被災地の復旧・復興を加速させ、国民生活の安全・安心に貢献する。

① 施策の目的

災害により被害を受けた社会福祉施設等について、早期の復旧を推進する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③ 施策の概要

災害により被害を受けた障害者支援施設等の速やかな復旧を図るため、障害者支援施設等における災害復旧事業に要する費用の一部について、財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助対象経費

災害により被害を受けた障害者支援施設等の復旧に要する費用

補助率・補助単価

定額(10/10)

開設準備経費 1,000千円以内
災害復旧設備費 5,000千円以内
災害復旧大規模生産設備費 16,300千円以内

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

災害により被害を受けた障害者支援施設等を早期に復旧するための財政支援を行うことにより、施設利用者等に対する安全・安心なサービス提供の継続を確保する。

- (5) 障害者の地域における相談支援体制等の充実
- ① 都道府県による地域生活支援体制の整備推進

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業 (アドバイザーによる基幹センター等の設置・機能強化促進モデル事業)

令和8年度当初予算案 地域生活支援費等事業費補助金（地域生活支援促進事業）20百万円（32百万円）※（）内は前年度予算額

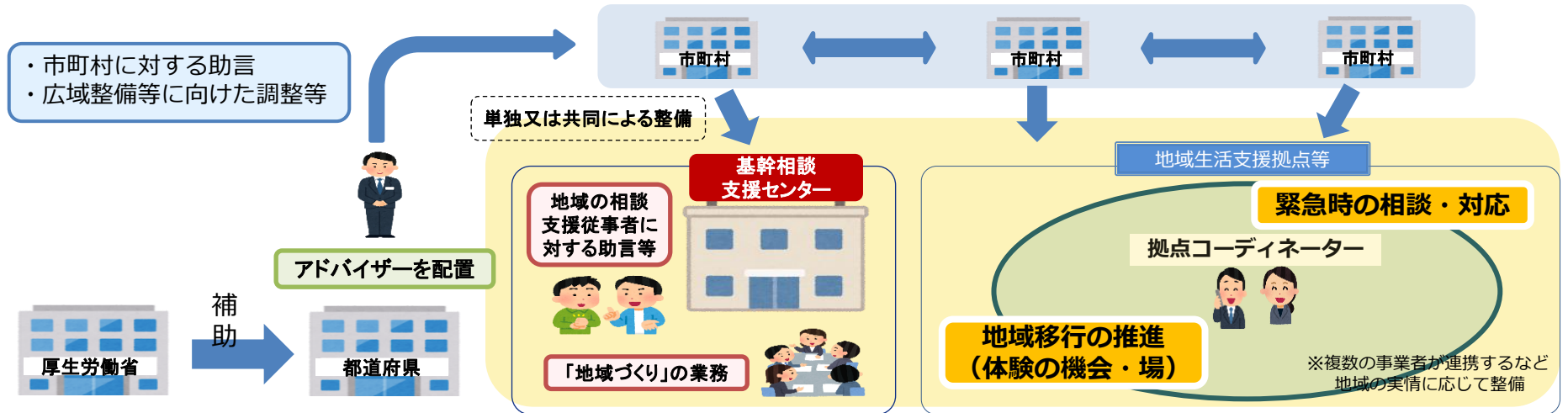
1 事業の目的

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は約半数にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。

※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定（各年とも、基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10件程度）



3 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

(5) 障害者の地域における相談支援体制等の充実
② 国による地域生活支援体制の整備推進

障害者地域生活支援体制整備事業費（都道府県とのブロック会議等の開催）

令和8年度当初予算案 11百万円（11百万円） ※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

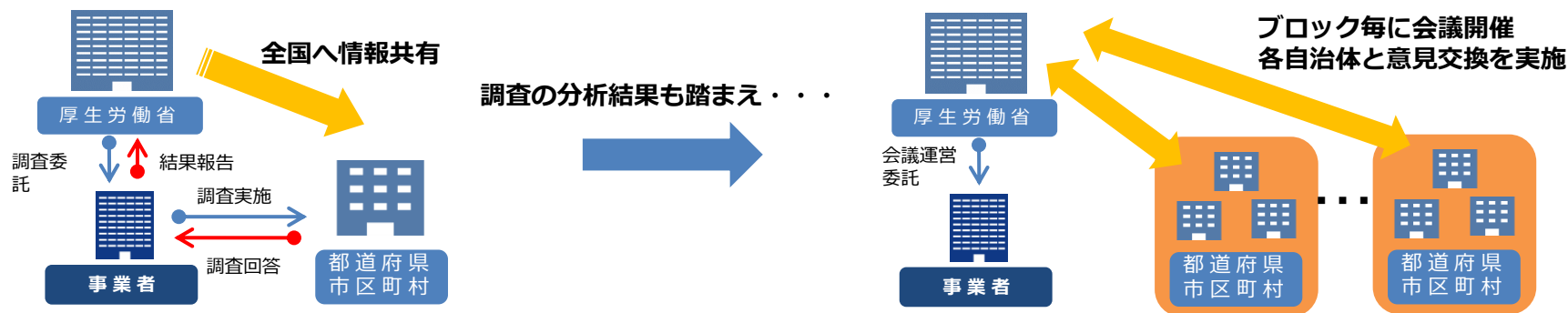
障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、（自立支援）協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われた。

当該法改正を踏まえ、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれたところであり、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営に向けて、国が主導的な立場で各自治体に対して支援を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

- 国において、各自治体における相談支援の体制整備等の状況（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の設置・整備状況、（自立支援）協議会の運営状況等）について調査を実施し、**現状及び課題について詳細に分析・把握。**
- 当該調査結果により把握した地域の体制整備の状況も踏まえ、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等をはじめとする地域の相談支援体制等の強化や（自立支援）協議会の効果的な運営のため、**国と自治体の間で意見交換等を実施するためのブロック会議や市町村との意見交換会等を開催する。**

※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

◆ 実施主体：国（民間事業者への委託可）

(6) 障害者等への良質かつ適切な医療の提供

自立支援医療制度の概要

令和7年度予算額
2,569億円

令和8年度当初予算案
2,711億円

根拠法及び概要

根 拠 法 : 障害者総合支援法

概 要 : 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実 施 主 体 : 【更生医療・育成医療】市町村 【精神通院医療】都道府県・指定都市

負 担 割 合 : 【更生医療・育成医療】国 1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4 【精神通院医療】国1/2, 都道府県・指定都市1/2

支給決定件数 : 【更生医療】293,785件 【育成医療】12,682件 【精神通院医療】2,592,367件 ※令和5年度

対 象 者

更 生 医 療 : 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

育 成 医 療 : 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)

精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

対象となる医療の例

(更生医療・育成医療)

肢体不自由 … 関節拘縮 → 人工関節置換術

視 覚 障 害 … 白内障 → 水晶体摘出術

聴 覚 障 害 … 高度難聴 → 人工内耳埋込術

内 臓 障 害 … 心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術

腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析 肝臓機能障害 → 肝移植

<先天性内臓障害> 鎖肛 → 人工肛門の造設 ※ 育成医療のみ

(精神通院医療)

精神科専門療法
訪問看護

令和8年度当初予算案 97億円 (97億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。

2 事業の概要

療養介護（※）を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。

※ 医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして、病院その他の施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与を行うサービス

3 実施主体等

実施主体：市町村

負担割合：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

(7)特別児童扶養手当、特別障害者手当等

特別児童扶養手当、特別障害者手当等

令和8年度予算案 2, 1 9 7 億円 (2, 0 9 3 億円) ※()内は前年度当初予算額

事業の目的

精神又は身体に障害を有する児童等に対して手当を支給することにより、当該者の福祉の増進等を図る。

支給要件等

	①特別児童扶養手当	②特別障害者手当	③障害児福祉手当	④経過的福祉手当
支給要件	20歳未満で精神または身体に障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等	精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある在宅の20歳以上の人	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活で常時の介護が必要な状態にある在宅の20歳未満の人	昭和61年3月31日現在において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない人
給付月額 (8年度見込額)	1級 58,500円 2級 38,960円	30,480円	16,580円	
所得制限	次の対象者のいずれかの前年の所得が一定の額以上のときは、手当は支給されません。 ・受給資格者(①:障害児の父母等、②:特別障害者、③:重度障害児、④:重度障害者) ・受給資格者の配偶者 ・受給資格者と生計を同じくする扶養義務者			
要求額内訳	171,622,090千円 (163,050,191千円)	38,232,914千円 (36,758,088千円)	9,631,413千円 (9,218,225千円)	205,079千円 (230,712千円)
負担率	国10/10	国3/4、都道府県、市及び福祉事務所設置町村1/4		
認定事務	都道府県・指定都市 (申請窓口は市町村)	都道府県、市及び福祉事務所設置町村		

(8) 障害者虐待防止、権利擁護などに関する総合的な施策の推進

① 障害者虐待防止の推進

○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）

令和8年度予算案：6.1億円
（令和7年度予算：6.2億円）

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待時の対応のための体制整備

例：専門職員の確保、社会福祉士と弁護士による虐待対応専門職チームの活用の促進（専門性の強化）、虐待を受けた障害者の居宅訪問等、死亡等の重篤事案についての検証

② 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

③ 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施
※学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者に対する研修も実施可能

④ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国 1／2、都道府県 1／4 都道府県実施事業：負担割合 国 1／2

- (8) 障害者虐待防止、権利擁護などに関する総合的な施策の推進
 - ② 障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進

令和8年度当初予算案 12百万円 (12百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、「相談・通報件数」、「虐待判断件数」、「被虐待者数」がいずれも増加しており、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や虐待発生要因及び早期発見・再発防止の分析の強化が急務。
- また、社会保障審議会障害者部会において、共生社会に関する理念等の伝達について、障害者虐待防止・権利擁護研修において一層充実させることや、障害者虐待対応状況調査における分析の強化等について指摘されているところ。
- さらに、令和6年度より、国から都道府県研修の標準的な研修カリキュラムを提示しているところ、それに対応できる人材を養成するため、国において毎年実施している指導者養成研修（障害者虐待防止・権利擁護研修）の増員を求める声があがっている。
- こうした状況を踏まえ、以下の事業をそれぞれ拡充し、必要な予算を要求する。
- ①障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修事業（障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修）
 - ・ 津久井やまゆり園の事件を踏まえ、共生社会の理念等について一層普及啓発するため、「共生社会に関する基本理念等の普及啓発に関する調査研究」（令和7年度障害者総合福祉推進事業）等において内容を検討の上、語り部を招いた研修を実施する。また、都道府県研修の実践者の不足を解消するため、受講者数の拡充に必要な研修会場の見直しや追加的な講師の確保を行う。
- ②虐待事案の未然防止のための調査研究等事業（「障害者虐待対応状況調査」（自治体向け調査）等の実施及びその結果の分析）
 - ・ 従来は死亡事例に限定している重篤事案の検証対象を拡充する。また、令和6年度以降、グループホーム、障害者支援施設等で発生した虐待事案に関する深掘り調査を実施し、虐待が発生した状況、法人や施設の特性等の把握及び分析を進めているところ、ワーキンググループを新たに設置し、有効と考えられる障害者虐待防止対策を検討・提言することで、自治体の虐待対応が強化されるよう、国から支援する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修

【拡充】障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修（独自研修）の見直し、受講定員の拡充。 ※ 受講定員は、現行170名程度→300名程度を想定。

(2) 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析を行う事業

【拡充】重篤事案の検証対象の拡充、ワーキンググループの設置。

3 実施主体等

実施主体：国（民間法人へ委託予定）

4 積算

- ・ 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 9, 5 9 7 千円（前年度当初予算額3,434千円）
- ・ 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析 1 0, 0 3 2 千円（前年度当初予算額8,360千円）

- (8) 障害者虐待防止、権利擁護などに関する総合的な施策の推進
- ③ 成年後見制度の利用促進のための体制整備

1 成年後見制度利用支援事業

- ・ 事業内容
成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
- ・ 実施主体 市町村

2 成年後見制度法人後見支援・養成研修事業

- ・ 事業内容
 - ①法人後見養成のための研修
 - ②法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - ③法人後見の適正な活動のための支援
 - ④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
- ・ 実施主体 ①都道府県及び市町村 ①～④市町村

3 成年後見制度普及啓発事業

- ・ 事業内容 成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。
- ・ 実施主体 都道府県、市町村

令和8年度当初予算案 地域生活支援事業費等補助金 505億円の内数（502億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

3 実施主体

市町村（補助率：国 1／2 以内、都道府県 1／4 以内）

令和8年度当初予算案 地域生活支援事業費等補助金 505億円の内数（502億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2 事業内容

- （１）法人後見実施のための研修
法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等に対する研修の実施
- （２）法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - ア 法人後見の活用等のための地域の実態把握
 - イ 法人後見推進のための検討会等の実施
- （３）法人後見の適正な活動のための支援
弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築
- （４）その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3 実施主体

- （１）都道府県・市町村、（２）～（４）市町村

成年後見制度普及啓発事業（障害者関係）（地域生活支援事業）

令和 8 年度当初予算案 地域生活支援事業費等補助金 505 億円の内数（502 億円） ※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2 事業内容

事業内容

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

事業創設年度

平成 2 4 年度
（平成 2 9 年度からは「地域生活支援促進事業」に位置付け。）

3 実施主体

都道府県、市町村

(9) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援

令和8年度予算案 14.1億円 (11.8億円) ※ () 内は前年度当初予算額

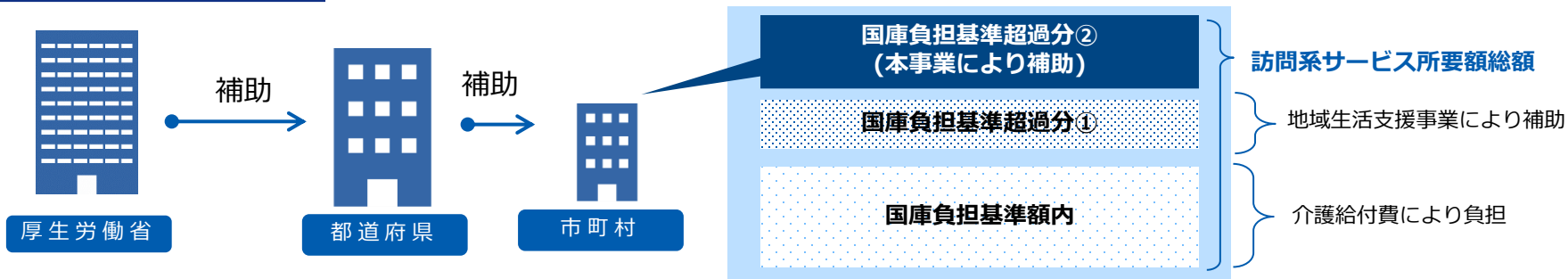
1 事業の目的

重度訪問介護等の訪問系サービスの利用において、国庫負担基準を超えている市町村のうち、都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援」の対象外の市町村、及び当該事業の対象となるが当該事業を適用してもなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援する。

2 事業の概要

「重度障害者に係る市町村特別支援」の対象外の市町村、及び当該事業の対象となるが当該事業を適用してもなお超過額のある市町村を対象に、国庫負担基準を超過した訪問系サービス報酬分について補助を行う。

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

(10) 重度訪問介護利用者の大学等の修学支援

令和8年度予算案 89百万円（89百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

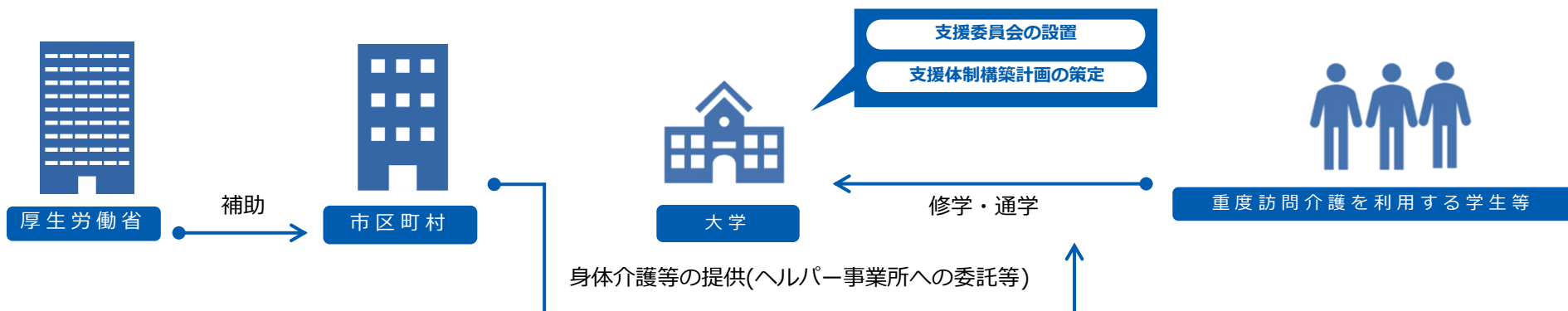
- ・ 常時介護を要する重度障害者の大学修学に際しては、大学の責任において必要な支援を提供することが必要となる。
- ・ 一方で、必要な支援が多岐にわたり、大学等において支援体制を速やかに整えることが困難な場合がある。
- ・ このため、大学等が重度障害者に対する支援体制構築計画の策定等を行い、支援体制を構築するまでの間において、重度訪問介護利用者に必要な身体介護等を提供する。

2 事業の概要

以下の要件を満たす大学等に修学する重度訪問介護利用学生に対し、学内及び通学中における身体介護等の支援を提供する。

- ・ 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口の設置
- ・ 大学等における重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画の作成及び計画に基づく着実な支援の実施

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体：市区町村
- ◆ 補助率：国1／2、都道府県1／4、市区町村1／4

(11) 障害者施策に関する調査・研究の推進

障害者総合福祉推進事業(障害者保健福祉推進事業費)

令和8年度当初予算案 2.4億円(3.6億円)※(内は前年度当初予算額)

事業の目的

障害者総合福祉推進事業は、障害者総合支援法等を踏まえ、障害保健福祉施策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、エビデンスに基づいた施策の推進に資するよう、現地調査等による実態把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする事業に対して所要の助成を行う事業。

事業の概要・スキーム

○対象事業(令和7年度の例)

- ・療育手帳その他関連諸施策との運用上の課題および発達障害の初診ニーズに向けた取り組みに関する実態調査
- ・共生社会に関する基本理念等の普及啓発に関する調査研究
- ・特別児童扶養手当(精神の障害)の等級判定ガイドラインの運用上の課題等に関する調査研究 等

○事業の流れ

- ① 各課室への指定課題の登録依頼
- ② 公募要項、委員協議、実施要綱の作成
- ③ 公募
- ④ 財務会計審査・評価検討委員会の開催、採択
- ⑤ 事業説明会
- ⑥ 概算払協議、支払計画、交付決定
- ⑦ 実施主体からの実績報告書の提出、事後評価
- ⑧ 実績報告の確定

実施主体等

1 実施主体:

都道府県、市町村(特別区、一部事務組合、広域連合を含む)、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人
その他法人

2 創設年度: 平成22年度

3 補助率: 定額補助(10/10相当)

4 実施方法:

公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において評価を行い、適当と認められた事業について採択を行う。(1課題あたり上限20百万円)

※外部有識者等による事後評価を行う仕組みも構築。

(12) 障害者等の自立・社会参加支援の推進

① 障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援

障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援に係る 令和8年度予算案（厚生労働省分）

情報取得等に資する機器等の開発・普及の促進等

■障害者のICT機器等の利用促進等 4.6億円（4.7億円）

- 障害者ICTサポート総合推進事業
障害者のICT機器の利用促進等に関する総合的なサービス拠点（サポートセンター等）の運営等を実施。
- 障害者等のICT機器利用支援事業
自治体が設置するサポートセンターの活動を支援する連携事務局の設置。

■読書バリアフリーの推進等 4.6億円（4.6億円）

- 視覚障害者等用図書情報ネットワーク「サピエ」の運営支援
- 読書バリアフリー環境整備のためのモデル事業の実施
- 視聴覚障害者情報提供施設の運営
視聴覚障害者に対する情報支援を行う点字図書館や聴覚障害者情報提供施設を運営。

■日常生活用具給付等事業 505億円の内数（502億円の内数）

- 障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与する。

意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上等

■意思疎通支援事業等の推進 505億円の内数（502億円の内数）

- 意思疎通支援事業等【拡充】
意思疎通に支障がある障害者等の意思疎通を支援するため、意思疎通支援従事者（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等）の派遣や養成等を実施。
- 意思疎通支援従事者の質の向上
意思疎通支援従事者のスキルアップ研修等を実施。
 - ・意思疎通支援従事者のスキルアップ研修
 - ・失語症者向け意思疎通支援者を補助対象として追加。【拡充】
 - ・地域における若年層の意思疎通支援従事者養成研修事業を新設。【新規】

■意思疎通支援従事者の確保 2.1億円（2.3億円）

- 意思疎通支援従事者の養成研修指導者の養成
各自治体を実施する意思疎通支援従事者の養成研修を実施する指導者の養成
- 意思疎通支援従事者の確保事業
主として若年層の人材確保を促進するため、意思疎通支援従事者の活躍や魅力、先駆的に取り組んでいる企業・団体等に関する広報・啓発活動等を実施。

(12) 障害者等の自立・社会参加支援の推進
② 芸術文化活動の支援の推進

令和8年度当初予算案 3.6億円

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業

令和8年度当初予算案 2.9億円

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を推進する。

- （1）都道府県レベルにおける活動支援 （都道府県内の相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり等）
- （2）ブロックレベルにおける広域支援 （都道府県の支援センターへの支援、自治体の基本計画策定支援、ブロック研修等）
- （3）全国レベルにおける支援 （全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等）

〔実施主体・補助率〕 （1）都道府県 1／2 （2）（3） 社会福祉法人、NPO法人等 定額（10／10相当）

2. 障害者芸術・文化祭の開催等

（1）全国障害者芸術・文化祭開催事業（地域生活支援促進事業）

令和8年度当初予算案 0.7億円

障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とし、美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する全国障害者芸術・文化祭を開催する。障害の有無にかかわることなく国民の参加や発表等の機会の充実を図るため、文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催する。

〔実施主体・補助率〕 開催都道府県 10／10

（2）障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業（地域生活支援事業）

令和8年度当初予算案 505億円の内数

障害者による芸術文化活動の全国における裾野の拡大や地域における交流機会の拡充を図ることを目的とし、全国障害者芸術・文化祭と連携・連動するサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体・補助率〕 都道府県（全国障害者芸術・文化祭の開催県を除く）1／2以内

(12) 障害者等の自立・社会参加支援の推進
③ 障害者自立支援機器等の開発等の促進

令和8年度当初予算案 0.7 億円（0.7億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 2.4 億円

1 事業の目的

本事業は、**障害者の自立や社会参加等の促進に資する支援機器の開発及び普及促進の取組に対して補助**を行う。

支援機器の開発においては、市場が小さく個別的で多岐にわたる製品が求められることから、機器開発企業が着想段階から事業化を検討する際に支援するための人材を育成し、障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングを図ることで障害に応じた機器開発が可能となるよう支援する。

普及促進の取組においては、支援機器の特徴や使い方等の情報を整理して広く情報発信することにより、支援機器の利用促進を図るとともに、実際に支援機器を使用してその効果を実証することを通じ、より障害者に適した製品となるよう改良を図り、支援機器を利用した障害者の社会参加等を促進する。

2 事業の内容

（1）ニーズ・シーズマッチング強化事業

多様化するニーズに応じたニーズリストを作成するとともに、障害者等や医療福祉専門職等の使用者が抱える要望（ニーズ）と、開発機関や研究者などの支援機器の開発者が保有している技術（シーズ）のマッチングを図る。

また、開発支援コーディネータ（製品化・事業化に向けた伴走支援者）を育成し、製品化・事業化を加速させる。

（2）自立支援機器開発事業

実用的な支援機器の開発を行う企業に開発費用の一部を補助する。

（3）支援機器普及啓発促進事業

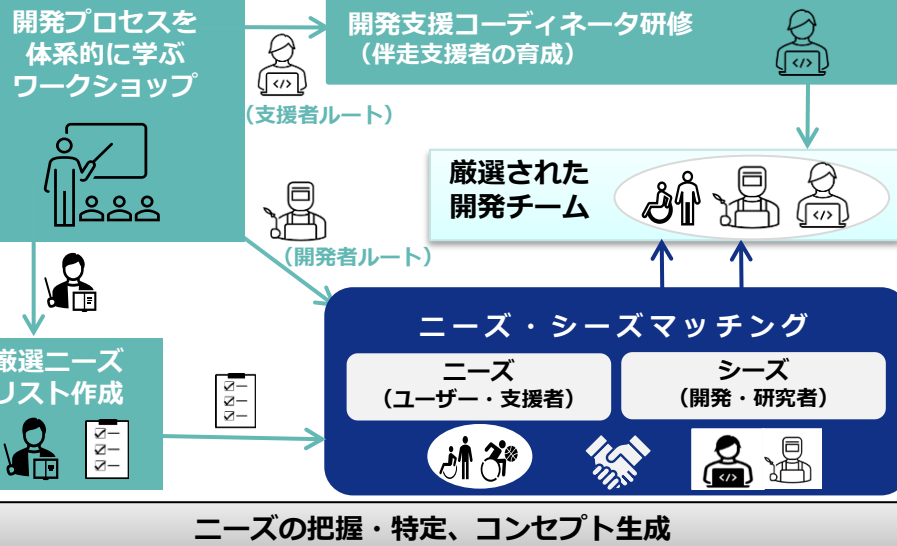
障害者等が真に必要な製品を選択し、適切に使用できるよう機器の特徴や使い方等を普及・周知することで支援機器の普及を加速させる。

（4）自立支援機器導入実証モデル事業

障害者等を雇用している企業等において実際に支援機器を導入し、その効果（試用効果及び改良の示唆）について実証を行うことにより、障害者等の就労支援を促進する。

3 事業のスキーム

（1）ニーズ・シーズマッチング強化事業



（2）自立支援機器開発事業

支援機器の開発を支援

モニター評価を通じた開発・改良

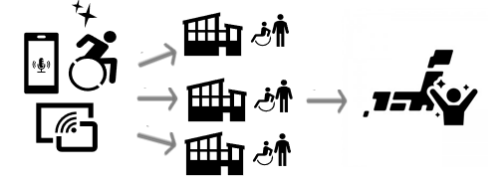


試作機開発、実証実験、製品化

（3）支援機器普及啓発促進事業

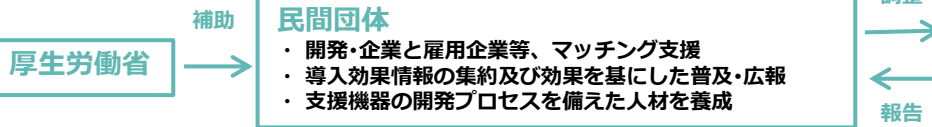
全国で製品化した機器の普及を促進

支援機器の情報を広く発信、障害者の適合や調整を実施



製品の普及

（4）自立支援機器導入実証モデル事業



4 実施主体

民間団体（公募）

5 補助率

- （1）（3）（4）：定額（10/10相当）
- （2）：中小企業 2/3、大企業・公益法人 1/2（※製品種目特定型事業は初年度のみ10/10）

(13) 事業者・自治体間の障害福祉関係手続きに関する システムの構築

① 施策の目的

障害福祉サービス等に係る電子申請・届出機能、事業所台帳管理システムの機能、業務管理体制データ管理システムの機能を包含した共通システムを構築することにより、事業者・自治体間の障害福祉関係手続きに係る事務の効率化と負担の軽減を図る。

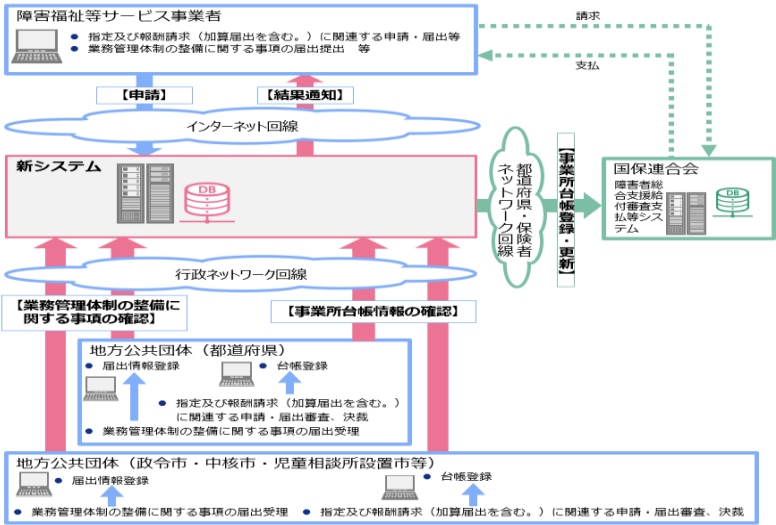
② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

電子的な申請・届出機能に加え、事業所台帳管理機能や業務管理体制データ管理機能を有する、事業者・自治体間の障害福祉関係手続きに関するシステムの構築を図ることとする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



実施主体:国(民間事業者との契約に基づき実施)

⑥ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

システムの共通化により、申請・更新・届出時の事業者側の手続き負担の軽減、受領時の行政機関側の事務負担の軽減、関係機関への送付・台帳の管理負担の軽減が見込まれる。これにより、事業者の手続き負担及び行政機関の業務負担に係るコスト削減、更には、手続きの一元化等により事業者側の利便性向上が見込まれる。

(14) 障害福祉関係データベースの構築

① 施策の目的

改正総合支援法等の施行により、令和5年4月より障害福祉サービスデータベースの運用が開始。令和7年12月から、相当の公益性を有する研究等を行う幅広い主体に対して、第三者提供を行う。

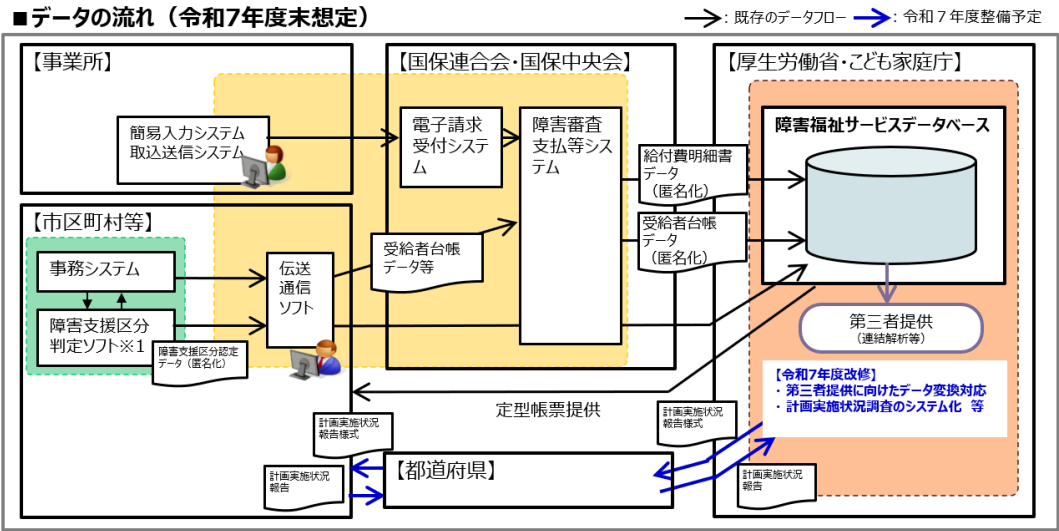
② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

計画実施状況調査機能の拡充(自治体の計画見込値の設定等)、報酬改定に伴う対応、自治体の抽出機能及び集計結果配布等の改修等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



※1…障害支援区分判定ソフトは、厚労省にて開発し自治体に提供している。

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

報酬改定後についても、自治体及び事業者から収集するデータを、障害福祉サービスデータベースに適切に格納を行い、データベースの情報を自治体等へ提供できるようにする。

(15) 障害者自立支援給付審査支払等システムの改修 (自治体向け)

① 施策の目的

本事業は、制度改正等に伴う自治体のシステム改修に必要な経費に対して補助を行うことにより、制度基盤の安定化及び適正な運営を図るもの。

② 対策の柱との関係

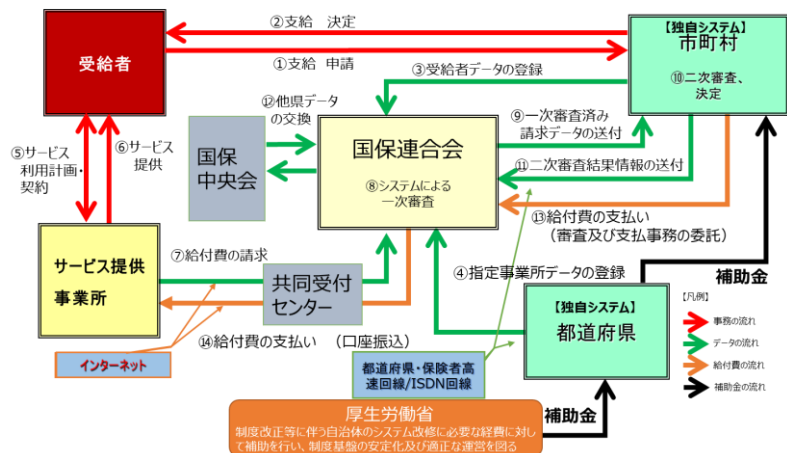
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

障害福祉サービス等報酬改定にあたって、各地方自治体が整備している報酬の支払等に係る事務処理システムの改修が必要となり、これらに対する補助事業に必要な経費を要求するもの。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- ・対象:都道府県及び市町村
- ・補助率:1/2



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本システムの改修を行うことで、障害福祉サービス事業者に対する報酬の引き上げ等に対して、迅速かつ適切な報酬支払ができ、障害福祉サービスの安定した運営に資する。

2 地域移行、地域定着支援などの 精神障害者施策等の推進

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

令和8年度当初予算案 ・ 構築推進事業：5.8億円（5.8億円） ・ 構築支援事業：44百万円（44百万円） ※（）内は前年度当初予算額

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

※構築推進事業と構築支援事業はそれぞれ単独で実施することが可能

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

- 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

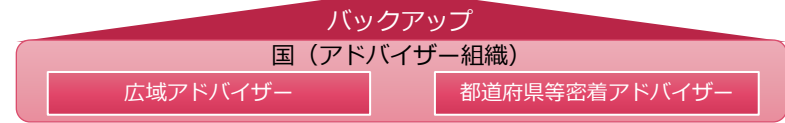
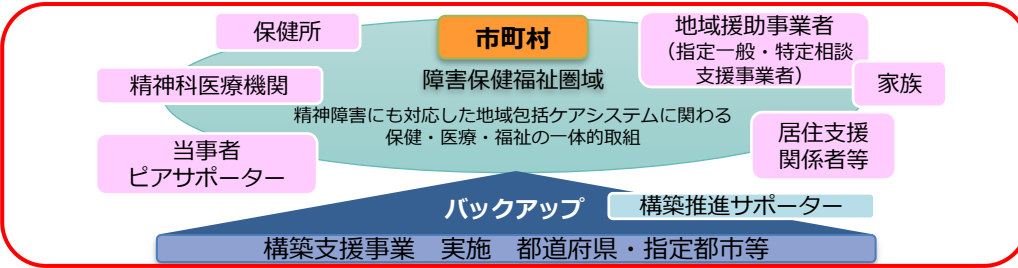
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業



◆ 個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

国（構築支援事業事務局）

全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー（広域・密着AD）等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価、市町村における相談支援業務に係る指導員育成のための研修開催 等

心のサポーター養成事業

令和7年度予算額
28百万円

令和8年度当初予算案
20百万円

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。
- ※ メンタルヘルス・ファーストエイド（MHFA）とは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。

※心のサポーターの養成体制

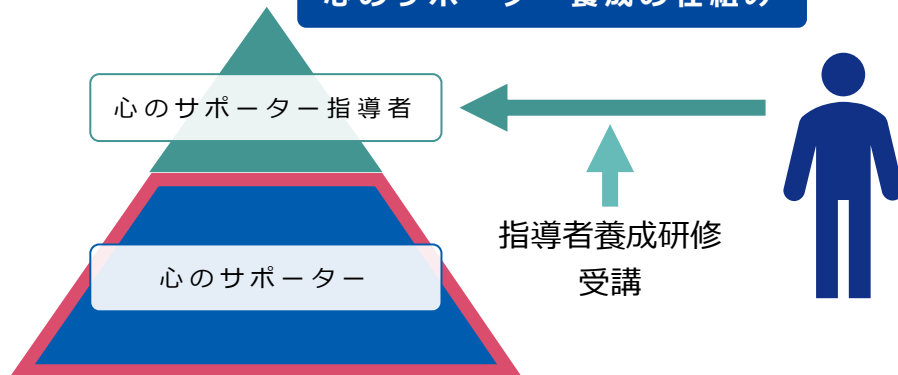
◎心のサポーター指導者

- 精神保健に携わる者
または心の応急処置に関する研修をすでに受講している者
- 2時間の指導者養成研修を受講

◎心のサポーター

2時間の実施者養成研修を受講

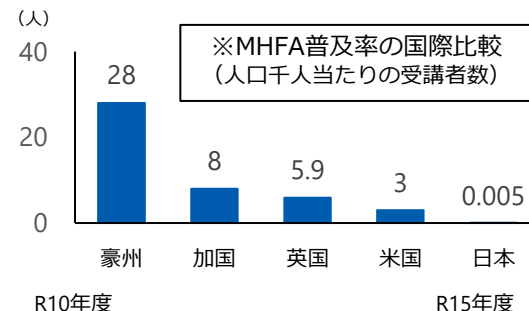
心のサポーター養成の仕組み



- 医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等の国家資格を有しており、精神保健に携わる者
- メンタルヘルス・ファーストエイド等の心の応急処置に関する研修を既に受講している者 等

心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」（小学生からお年寄りまでが対象）
⇒メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた、
2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用（座学＋実習）



今後の方向性

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
養成研修プログラム作成	8自治体*	18自治体**	30自治体***		
養成研修（モデル地域） （※養成者数は累積値）	939人	3,450人	7,280人		
養成研修（全国） （※養成者数は上記モデル地域も含めた累積値）	※養成研修の実績は自治体等からの報告に基づき集計			22,385人	
指導者養成マニュアル作成					
指導者養成研修（※修了者数は累積値）	47人	145人	1,217人	2,591人	

R6年度から
5年で38万人

R6年度から
10年で100万人

*R3年度：福島県、埼玉県、神奈川県、京都府、和歌山県、福岡県、名古屋市、川口市

**R4年度：岩手県、福島県、神奈川県、和歌山県、福岡県、名古屋市、広島市、横須賀市、新潟市、川口市、豊中市、枚方市、吹田市、尼崎市、文京区、世田谷区、板橋区、松戸市

***R5年度：宮城県、福島県、神奈川県、山梨県、三重県、滋賀県、和歌山県、広島県、福岡県、長崎県、新潟市、名古屋市、広島市、福岡市、郡山市、前橋市、川口市、船橋市、横須賀市、豊中市、高槻市、尼崎市、吹田市、枚方市、明石市、高知市、町田市、文京区、渋谷区、板橋区

入院者訪問支援事業

令和7年度予算額
1.9億円

令和8年度当初予算案
1.9億円

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下「都道府県等」という。）

精神科病院



第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整



面会交流、支援
傾聴、生活に関する
相談、情報提供 等



※2人一組で精神科
病院を訪問

都道府県等による選任・派遣



【訪問支援員】

- 都道府県知事が認めた研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・ 孤独感や自尊心の低下
- ・ 日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかわからないといった悩みを抱えることがある。

第三者による支援が必要



孤独感、
自尊心
の低下

誰かに相談し
たい、話を聞
いてほしい



【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

（留意点）

- ・ 令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・ 訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・ 訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

(2) 精神科救急医療体制の整備

精神科救急医療体制整備事業

令和7年度予算額

15.5億円

令和8年度当初予算案

15.7億円

※依存症医療連携事業分2.0億円を除く

緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保することを目的とする（平成20年度開始）

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助率】 1/2

【主な事業内容】

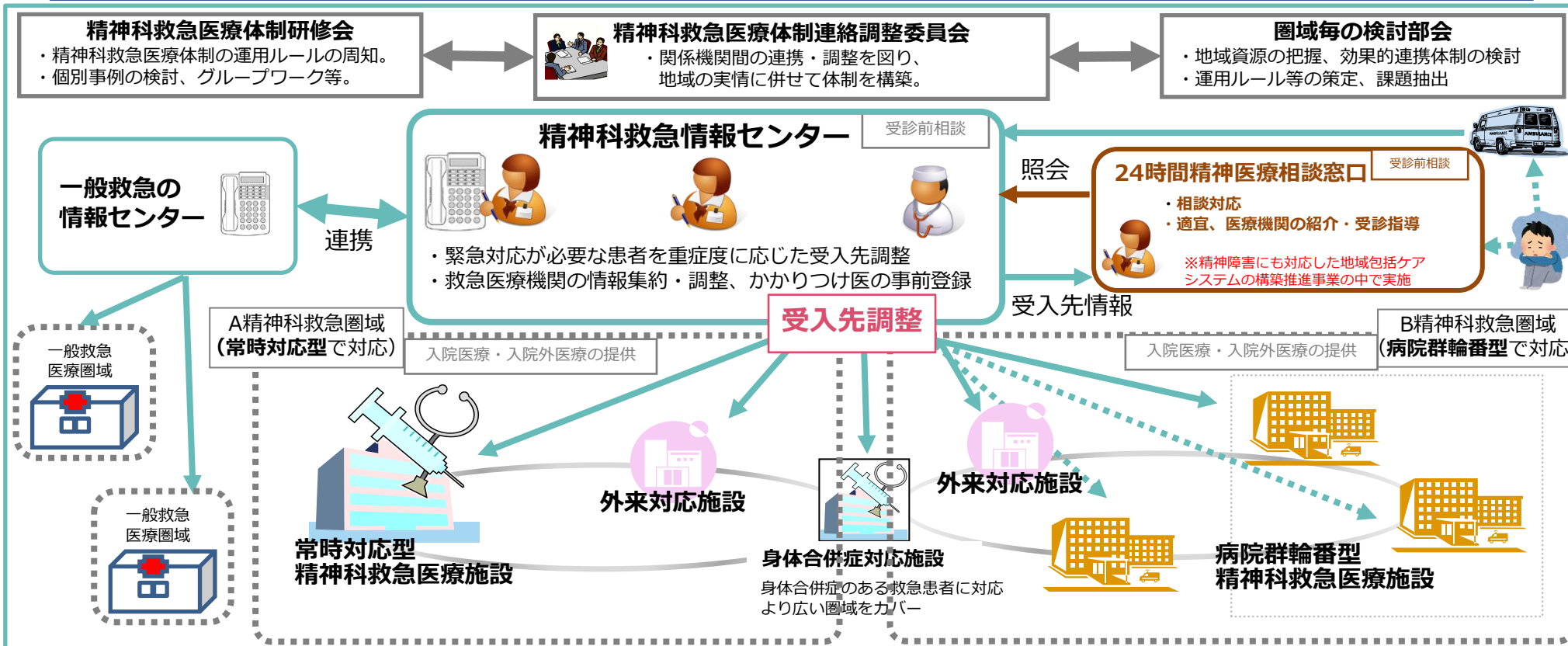
- 精神科救急医療体制連絡調整委員会等の設置
- 精神科救急情報センターの設置
- 精神科救急医療確保事業

【都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け】

（H24年 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正）

第4節 精神科救急医療の確保

第19条の11 都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又は家族等からの相談に応じること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。
2 都道府県知事は、前項の体制の整備に当たっては、精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者、当該施設の指定医その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。



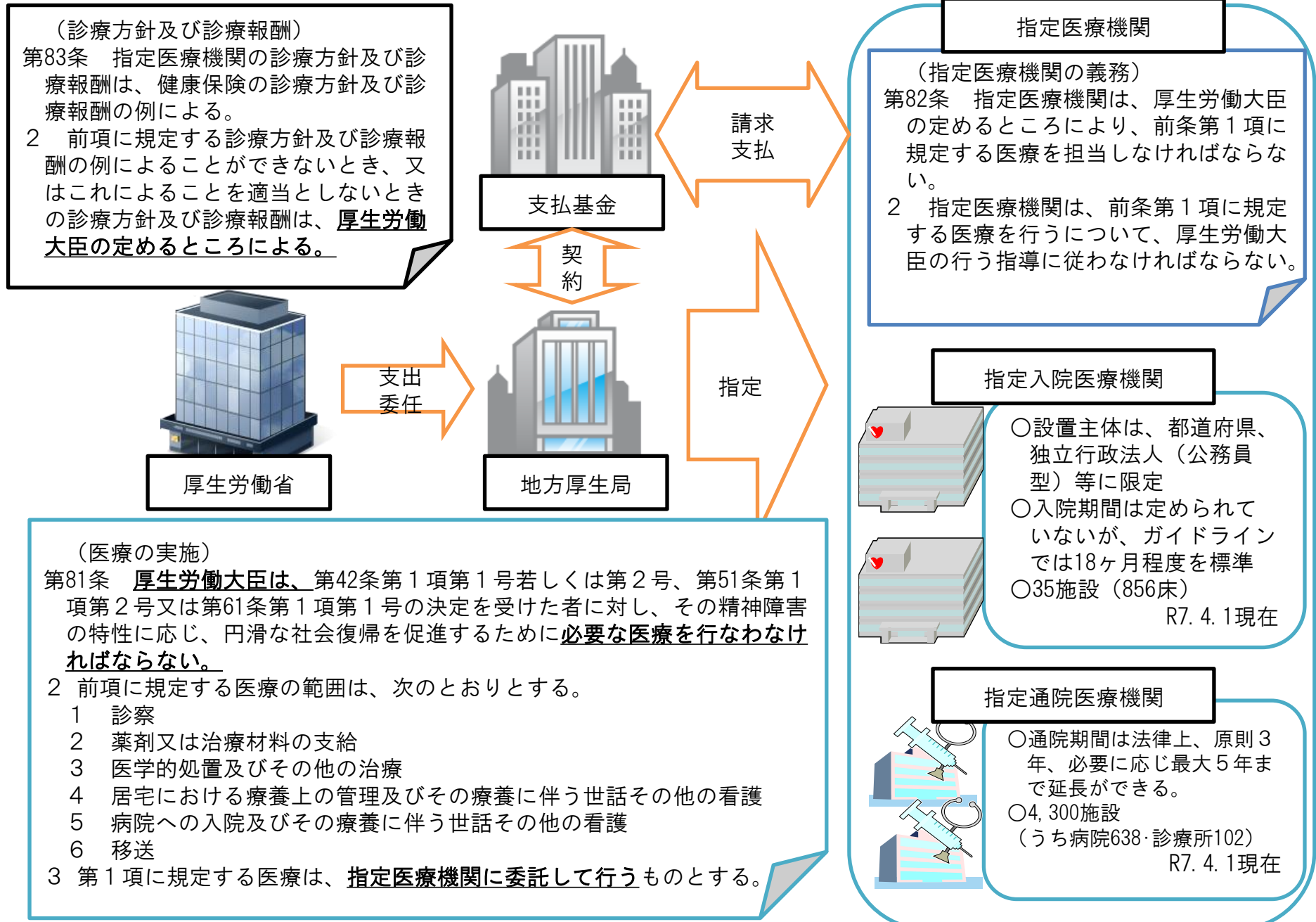
各精神科救急医療施設・身体合併症対応施設の連携により24時間365日対応できる体制を確保

(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に
関する医療提供体制の整備の推進

心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費

令和7年度予算額
184億円

令和8年度当初予算案
→ 186億円



心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金

令和7年度予算額
2.6億円

→ 令和8年度当初予算案
2.6億円



(厚生労働省)

運営費を負担

(国の負担)

第102条 国は、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。

(病院の運営に必要な経費)
病棟運営経費、病棟開設準備経費（開設後病棟運営に必要な経費）、研修経費、物件費、地域活動費、司法精神科専門研修運営経費、通訳雇上費、土地借料

<指定入院医療機関運営ガイドライン(平成17年7月14日 精神保健福祉課長通知)より抜粋>

事項	運営・管理等	人員の配置	施設及び設備
	○医療の質の確保 ・外部評価会議、倫理会議、治療評価会議、運営会議の設置 ・研修等による医療従事者の質の向上 ○適正な医療の提供 ・合併症等の際の連携病院の確保 ・医療安全管理体制の確保 ○入院処遇の改善に向けた取り組みへの参画	○当該病棟の人員配置 ・常勤医師概ね 8:1 指定医1人以上 1/2以上は専従 ・常勤看護師概ね 日中1.5:1 夜間6:1(最低3人以上) ・臨床心理技術者、作業療法士、精神保健福祉士は常勤で概ね5:1 ○病院全体の人員配置 ・精神保健指定医2人 ・薬剤師は医療法標準数を越えていること	○病床数は医療法上33床(運営病床30床、予備病床3床)とし、病床は全て個室(10㎡以上) ○必要とする診療部門、共用部門の設置 ・診察室(最低2力所) ・処置室(酸素吸入装置・吸引装置等設置) ・保護室(10㎡以上) ・集団精神療法室 ・作業療法室 ・食堂・デイルーム(一定面積以上あれば共用可) ・面会室(診察室3力所以上は兼用可)
			<小規模病床> ○病床は医療法上16床(運営病床15床、予備病床1床)とし、病床は全て個室(10㎡以上) ○必要とする診療部門、共用部門の設置 ・人員配置は非小規模病床と同様のものにする。 ・既存病棟で改修の場合 - 作業療法室、集団療法室等については、安全管理体制確保ができれば同一病棟内で設置でなくとも可能
情報管理等	○診療等記録の適切な記録と保存管理 ○診療情報の適切な提供 ○医療情報の共有体制 ・指定通院医療機関への情報提供と連携	○病棟専従の事務職員の配置(非常勤含む)	
地域連携体制	○地域との連携体制 ・地域連絡会議の設置 ・無断退去時等の連絡体制の確保 ・周辺住民等の意見等を聴く恒常的な窓口の設置 ○保護観察所等との連携		
危機管理体制	○緊急時の対応体制 ・事故、火災発生時等の対応マニュアルの整備 ・無断退去時等の対応マニュアルの整備	○夜間の警備員の配置	○無断退去を防止する構造設備 ・玄関の二重構造 ・窓設備の適切な構造、材質 ・病棟内外の安全管理体制の整備

心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費

令和7年度予算額 1.1億円 → 令和8年度当初予算案 77百万円
※令和7年度補正予算額 53百万円

事業概要・目的

【事業の目的】

医療観察法第102条の規定に基づき、入院決定を受けた者に対する医療を行う指定入院医療機関の病棟等を整備するための費用。

【事業の概要】

- ・新たな指定入院医療機関の整備
- ・医療観察病棟の大規模修繕

課題

（整備について）

遠方の医療機関に入院せざるを得ない対象者は、状態が改善しても退院調整に時間を要し、入院期間長期化の原因となっている。

そのため、地理的な要因を考慮して、京都府の新規病棟整備を行う必要がある。

また、老朽化した施設・設備を整備するために大規模修繕を行う必要がある。

対応

- ・整備計画がある京都府に新たな指定入院医療機関の整備を行う。



厚生労働省

施設・設備整備費を負担

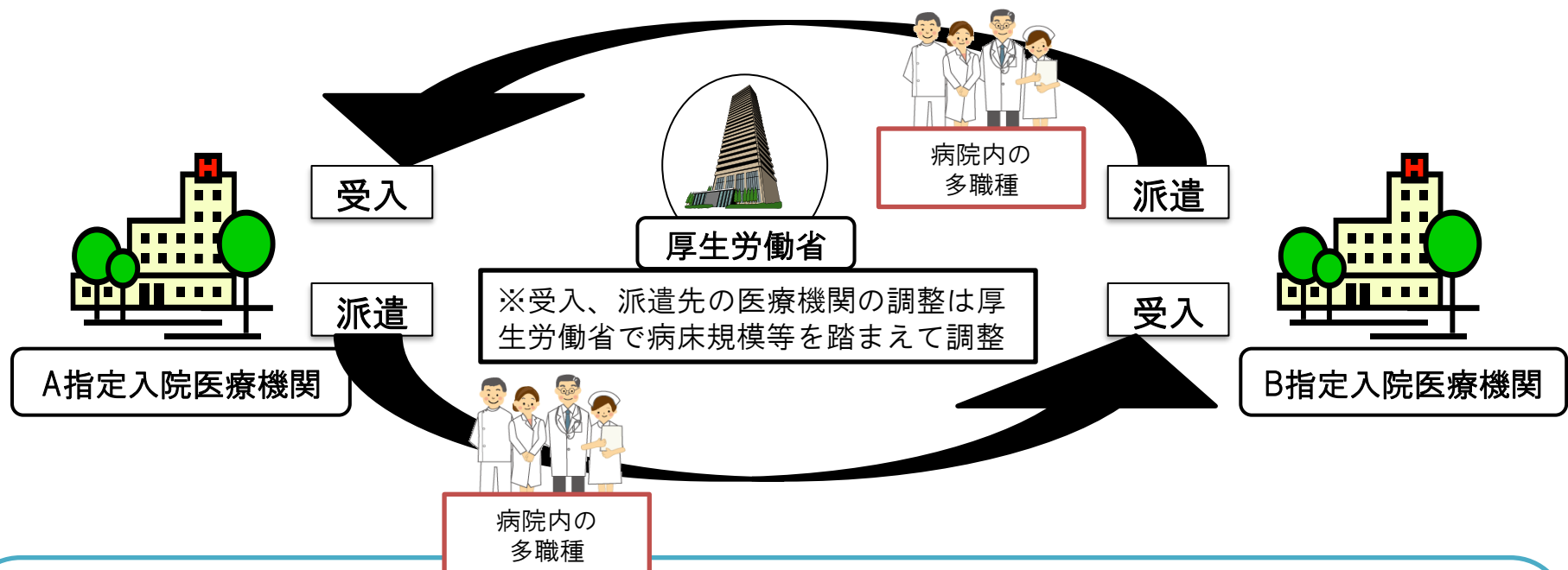
（国の負担）

第102条 国は、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。

- 病棟整備費（工事費、外溝設備等）
- 工事事務費
- 調査費（設計、土質調査、測量等）
- 附帯整備費（伐採、造成、解体、移設等）
- 設備整備費（病棟に必要な医療機器等）

【事業目的】

医療観察法指定入院医療機関に従事する多職種チームが、相互に指定入院医療機関を訪問し、医療体制等についての評価、課題等への助言等の技術交流を行い、もって医療観察法に基づく医療の質の向上及び均てん化を図り、医療観察法対象者の早期の社会復帰を実現する。



【事業内容】

実施主体：医療観察法に基づき指定された、全指定入院医療機関

実施内容：指定入院医療機関が他の指定入院医療機関の多職種チーム（医師・看護師・コメディカル）を受入れ、医療体制等の評価、課題等への助言等の技術交流を行う。（病床規模等に応じて、受入又は遣先を決定。）

実施期間：1週間程度

補助率：国10/10で多職種チームの受入にかかる旅費等を補助

(4) アルコール健康障害対策・薬物依存症対策・
ギャンブル等の依存症対策の推進

依存症対策の推進

令和8年度当初予算案 8.4億円 (8.4億円) ※ ()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 2.2億円

1 事業の目的

- 依存症は、その疾病の特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

国

補助

① 依存症対策全国拠点機関設置運営事業 1.1億円 (1.1億円)

補助率：定額

実施主体：独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと連携）
事業概要：治療・相談及び生活支援に係る地域の指導者を養成、情報収集・分析・発信、普及啓発

② 依存症に関する調査研究事業 44百万円 (44百万円)

補助率：定額

実施主体：独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター/国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
事業概要：依存症に関する調査研究

③ 依存症民間団体支援事業 69百万円 (69百万円)

補助率：定額

実施主体：公募
事業概要：全国規模で活動を行う民間団体が実施する相談支援や普及啓発等
事業実績：14団体（R6年度）/14団体（R5年度）

委託

補助

研修
&
情報
発信

④ 依存症に関する普及啓発事業 49百万円 (49百万円)

補助率：定額

実施主体：公募

事業概要：依存症に関する正しい知識と理解の普及啓発事業
事業実績：入札により落札した1者が事業を実施

正しい
理解の
普及啓発

都道府県・指定都市等

⑤ 依存症対策地域支援事業 5.7億円 (5.7億円)

補助率：1/2又は10/10

実施主体：都道府県、指定都市等

事業概要：人材育成や医療体制及び相談体制の整備を推進するとともに、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築、専門医療機関や治療拠点機関等との連携体制の構築など、地域の医療・相談支援体制の整備
各地域における相談から治療・回復支援に至るまでの切れ目ない支援体制の構築・体制に向けたモデル事業の実施
事業実績：76自治体（R6年度）/76自治体（R5年度）

専門医療の提供
相談支援・家族支援等

国民

選定

設置

補助

専門医療機関・治療拠点機関

- 治療プログラムの実施
- 地域の医療機関等への研修等

相談拠点

- 相談員の配置
- 家族支援等

⑥ 各地域でアルコール・薬物・ギャンブル等依存症の問題に取り組む民間団体支援事業
※地域生活支援促進事業の一部

地域の医療機関、行政、福祉、司法等による地域支援ネットワークの構築

相談支援・普及啓発等

① 施策の目的

- ・アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症及びゲームに関連する問題など、依存症の実態解明や地域の現状・課題に関する調査研究を実施し、社会情勢等の変化にも対応した依存症対策を推進することを目的とする。

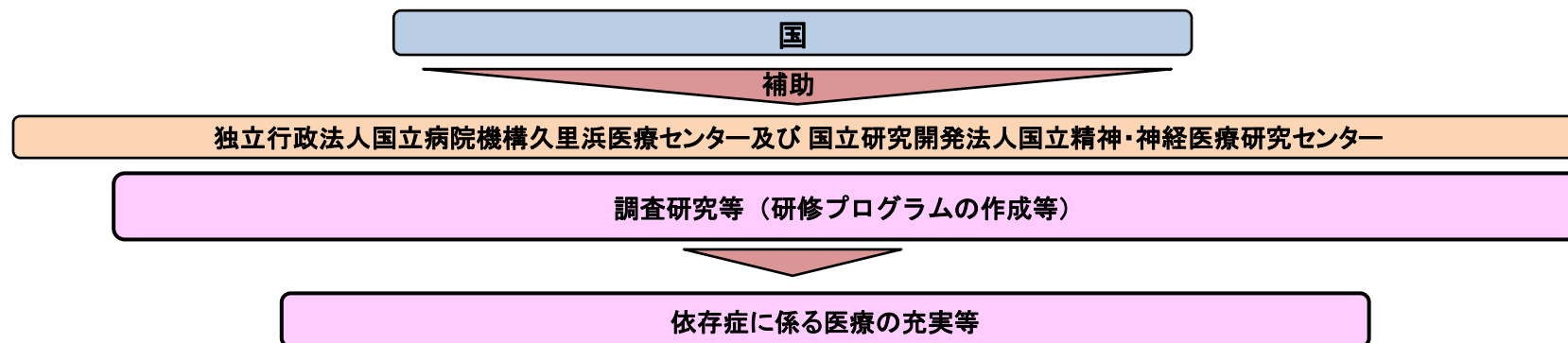
② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- ・依存症患者の治療のため、調査研究を通じて依存症に係る医療の充実等を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

依存症の特性として、本人は病気が進行しても自認しにくく、自ら専門治療等に結びつきにくいと言われており、適切な治療につながっていない。この治療ギャップを解消するため医療の充実等を図る。

(5) 高次脳機能障害者の支援施策の推進

高次脳機能障害者の支援施策の推進

国、地方公共団体で連携して支援体制を構築し、高次脳機能障害者に対する総合的な支援を行う。

令和8年度当初予算案：1.3億円及び地域生活支援事業の内数
(令和7年度予算額：1.3億円及び地域生活支援事業の内数)

国

厚生労働省 / 高次脳機能障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）

【施策の検討】

- ・全体のとりまとめ

【普及啓発・情報発信】

- ・普及啓発活動
- ・情報収集、発信、支援センターへの情報還元

【人材育成】

- ・研修の実施、全国会議の開催

等

普及啓発
情報発信等

都道府県、指定都市

助言、情報還元、人材育成

相談、事例収集

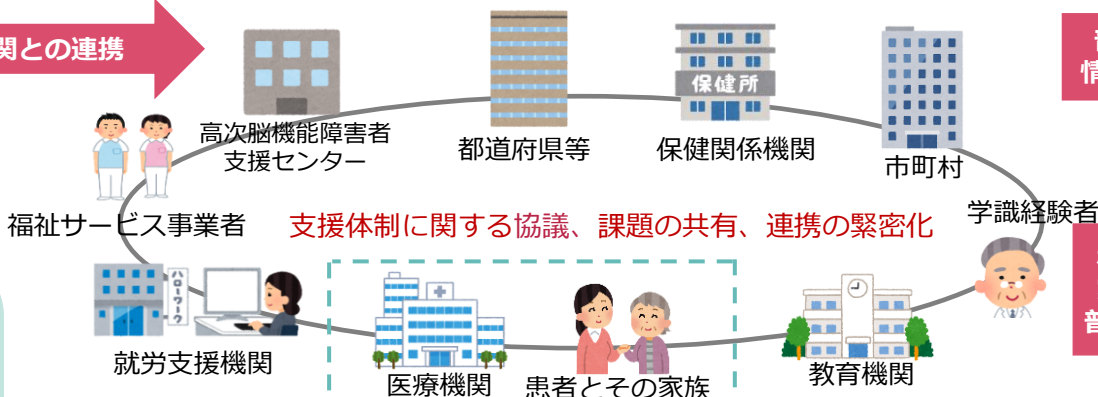
高次脳機能障害者支援センターの設置

都道府県等が指定または自ら実施

高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

地域の実情に応じた体制整備の協議

関係機関との連携



普及啓発
情報発信等

相談支援
家族支援
普及啓発等

【相談支援】

当事者・家族等への相談支援

【普及啓発】

地域住民や医療、保健、福祉等業務従事者等に対する普及・啓発

【人材育成】

支援関係者等への研修の実施

【支援体制整備】

関係機関との連絡調整等

等

医療機関の確保、家族等支援体制の構築促進

【専門的な医療機関の確保】

地域における医療機関及び医療従事者等を対象とした研修等の実施

【当事者・家族等への支援強化】

互いに支え合う取組を実施するための支援

等

国民

高次脳機能障害者及び家族

(6) てんかんの地域診療連携体制の整備

てんかん地域診療連携体制整備事業

令和8年度当初予算案 31百万円 (31百万円) ※ () 内は前年度予算額

1 事業の目的

平成30年度からの第7次医療計画により、各都道府県において、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確化することとされており、令和6年度からの第8次医療計画においても当該方針を継続することとしている。国が国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターをてんかん全国支援センターに指定し、都道府県において、てんかんの治療を専門に行っている医療機関のうち、1箇所をてんかん支援拠点病院として指定し、各都道府県のてんかんの医療連携体制の構築に向けて、知見の集積、還元、てんかん診療のネットワーク作り等を引き続き進めていく必要がある。

2 事業の概要・スキーム

地域

てんかんの特性や支援方法に関する知識が浸透するように取り組むとともに、市町村、医療機関等との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、適切な医療につながる地域の実現を目指す。

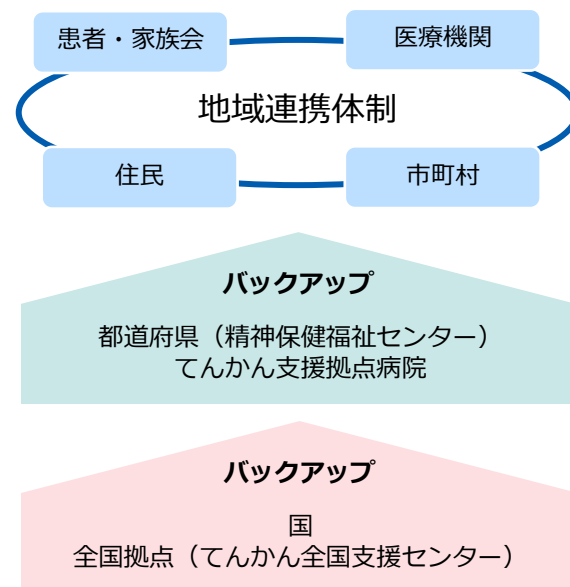
都道府県（精神保健福祉センター、保健所）・てんかん支援拠点病院

第8次医療計画に基づいて、「都道府県拠点機能」「地域連携拠点機能」「地域精神科医療提供機能」を有する医療機関を指定し、都道府県との協働によって、てんかんに関する知識の普及啓発、てんかん患者及びその家族への相談支援及び治療、他医療機関への助言・指導、医療従事者等に対する研修、関係機関との地域連携支援体制の構築のための協議会を開催する。また、てんかん診療支援コーディネーターを配置し、てんかん患者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する。

国・全国拠点（てんかん全国支援センター）

各てんかん支援拠点病院で得られた知見を集積し、てんかん診療における地域連携体制モデルを確立すると共に、都道府県・各支援拠点病院への技術的支援を行う。

3 実施主体等



期待される成果

1. 地域住民や医療従事者に対して、てんかんに関する正しい知識の普及
2. てんかん診療における地域連携体制構築、てんかん診療の均てん化

(7) 摂食障害の地域診療連携体制の整備

摂食障害治療支援センター設置運営事業

令和8年度当初予算案 23百万円 (23百万円) ※ ()内は前年度予算額

1 事業の目的

平成30年度からの第7次医療計画により、各都道府県において、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確化することとされており、令和6年度からの第8次医療計画においても当該方針を継続することとしている。また、摂食障害全国支援センターとして国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターを、摂食障害支援拠点病院を各都道府県で指定しており、摂食障害の治療支援体制の構築に向けて、知見の集積、還元、診療のネットワーク作り等を引き続き進めていく必要がある。

2 事業の概要・スキーム

地域

摂食障害の特性や支援方法に関する知識・技術が浸透するように取り組むとともに、摂食障害を発症した患者に関わる機会の多くなると見込まれる機関をはじめとした関係者と医療機関との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、早期発見・早期支援につながる地域の実現を目指す。

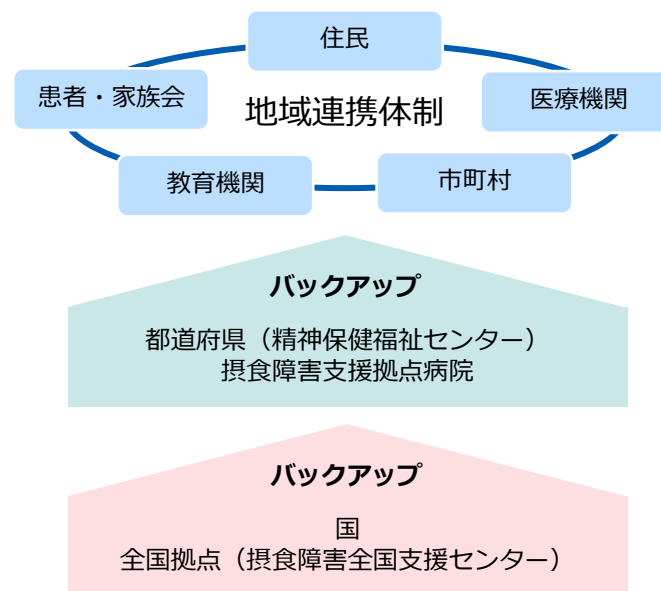
都道府県（精神保健福祉センター、保健所）・摂食障害支援拠点病院

第8次医療計画に基づいて、「都道府県拠点機能」「地域連携拠点機能」「地域精神科医療提供機能」を有する医療機関を指定し、都道府県との協働によって、摂食障害に関する知識・技術の普及啓発、他医療機関への研修・技術的支援、患者・家族への技術的支援、関係機関との地域連携支援体制の構築のための調整を行う。

国・全国拠点（摂食障害全国支援センター）

各摂食障害支援拠点病院で得られた知見を集積し、共通した有効な摂食障害支援プログラム、地域支援モデルガイドラインの開発等を行うと共に、医療従事者への治療研修など技術的支援を行う。

3 実施主体等



期待される成果

1. 摂食障害への早期発見・早期支援の実現 2. 適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制の整備の推進

(8) こころの健康づくり対策等の推進

こころの健康づくり対策事業

令和8年度当初予算案 17百万円 (17百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

近年の社会生活環境の複雑化に伴い、多様な精神的ストレスが増加するなか、犯罪・災害などの被害者となることで生ずるPTSD（心的外傷後ストレス障害）や、ひきこもり、家庭内暴力、不登校などに陥っている児童思春期などに対する精神保健福祉活動の充実を推進していくため、教育・福祉・医療などの業務従事者に対し、養成研修等を実施し、もって、こころの健康づくり対策に関する資質の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① PTSD対策専門研修

【目的】

災害被災者、犯罪・事故被害者、災害遺族、被虐待児童等、トラウマに対するこころのケアが必要な者に対応できる人材を確保するため、精神保健医療福祉従事者等に対しトラウマに対するこころのケアにおいて必要な知識を系統的に習得させる。

【研修内容】

○通常コース（臨床コース、行政・支援者コース）

基礎的知識及び臨床活動に関する講義のほか、自治体職員においても、災害や犯罪被害者等への適切な対応を行えるよう、ケースワーク対応、行政連携などのニーズに適した職員向けの研修を行う。

○専門コース

精神保健医療福祉従事者等に対し、最先端の専門的知識あるいは技術の習得をさせ、有効かつ安全に治療を行うことができる人材を養成する。

○犯罪・性犯罪被害者コース

犯罪・性犯罪被害者への適切な対応を行うために必要な専門的知識と治療対応について修得させる。

【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

② 児童・思春期精神保健研修

【目的】

ひきこもり、家庭内暴力、不登校、児童虐待等、児童思春期における様々な精神保健に関わる問題に対応できる人材を確保するため、必須の知識の全体像を系統的かつ網羅的に習得するための研修を実施し、地域において児童思春期精神保健医療福祉業務に専門的に携わる者を養成する。

【研修内容】

○児童・思春期精神保健対策医療従事者専門研修

基本的知識及び臨床活動に関する講義とグループディスカッションを交えた実践的研修を行う。

○児童・思春期精神保健対策専門研修（応用コース）

応用的な講義及びケース検討を内容とする双方向的な討論を中心とする研修を行う。

○ひきこもり対策研修

ひきこもり支援の従事者が必要とするひきこもり対策及び「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」についての全般的研修を行う。

【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

③ 心のケア相談研修

【目的】

自然災害、犯罪被害、事故や、それによる経済的、社会的な影響等に起因するストレスや不安に関する相談をはじめ、うつ病の予防や心の健康づくり、自殺防止にかかるメンタルヘルス上の相談等に適切に対応できる人材を確保するため、これらの相談対応に当たる精神保健医療福祉業務の従事者にとって、必要な知識や技術を習得するとともに、当該研修受講者が中心となって地域において研修や訓練を実施することにより、地域で心のケア相談に当たる人材を効果的に養成する。

【実施内容】

心のケアに関する相談対応に当たり必要な基本的知識や技術の習得と、研修受講者が中心となって地域における研修や訓練を実施できるようにすることを念頭にいた研修を行う。

【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等、公的機関や教育機関に勤務する者等

対象

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、社会福祉士、児童指導員等

対象

精神保健福祉士、公認心理師、保健師等

認知行動療法研修事業

令和8年度当初予算案 44百万円 (44百万円) ※ ()内は前年度予算額

1 事業の目的

- うつ病等に対する認知行動療法の研修等を通じ、認知行動療法の普及を図ることにより、うつ病の治療体制を確保するとともに、自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）に基づき、うつ病を理由とした自殺リスクの軽減を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

◆ 実施主体：公募により採択された団体 ◆ 補助率：定額

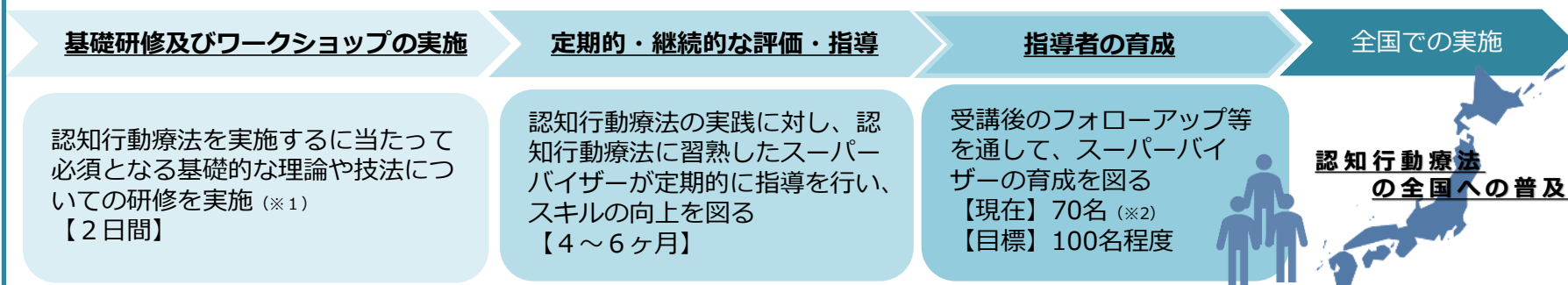
◆ 事業概要

うつ病の治療対策が急務となっている中、認知行動療法は、うつ病に対する有効性が示されている。質の高い認知行動療法を普及させ、その実施によるうつ病患者の減少を図るため、主に精神医療において専門的にうつ病患者の治療に携わる者に対し、系統的かつ継続的な研修を実施する。また、うつ病だけではなく、他の精神障害についても認知行動療法は有効とされているため、各精神障害に対する認知行動療法についての研修を実施するとともに、認知行動療法の普及啓発及び支援実施に必要な正しい精神医学的知識の普及に資する事業を行う。

【認知行動療法とは】

- 認知に働きかけて気持ちを楽にする精神療法(心理療法)で、うつ病等になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していくもの。

◆ 事業イメージ



- ※1 研修課程は厚生労働科学研究「精神療法の実施方法と有効性に関する研究」で作成した認知行動療法の研修マニュアルに沿ったものとする。
- ※2 令和6年度事業終了時点
- ※3 その他、普及啓発セミナーやうつ病以外の疾患に関する認知行動療法研修も実施。

(9) 公認心理師実習演習担当教員及び
実習指導者養成講習会の実施

公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会事業費

令和8年度当初予算案 33百万円 (33百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業概要

公認心理師制度は、国民が抱える心の健康の問題等が複雑化・多様化する中、これらに呼応して心理職者の活動領域が保健医療、福祉、教育等、様々な分野に広がりを見せることが期待される中、安心して心理に関する支援を受けたいという国民の需要の高まりに応じて、創設された制度であり、平成29年9月に公認心理師法が施行されたものである。

公認心理師の質の維持・向上のため、公認心理師となるために必要な科目のうち、「心理演習」及び「心理実習」並びに「心理実践実習」を教授する教員に対しては、公認心理師の資格取得後、法に掲げる業務に5年以上従事した経験及び実習演習担当教員を養成するために行う講習会の修了を公認心理師法施行規則で求めているが、当面の間は経過措置として要件を緩和してきたところである。また実習施設において「心理実習」又は「心理実践実習」を指導する実習指導者についても同様の取扱いとしている。

令和5年度より公認心理師として5年の実務経験を満たす者が出てくることから、講習会を実施しており、経過措置についても一定の期間をもって終了する予定であるため、引き続き実習演習担当教員及び実習指導者を確保する必要がある。本事業では実習演習担当教員及び実習指導者の養成と資質向上を目的に、講習会を実施するものである。

2 実施主体

民間団体（公募により選定）

3 事業内容

(ア) 公認心理師実習演習担当教員養成講習会事業

大学において公認心理師の実習演習科目を担当する教員の養成及び資質向上のための講習会を実施する。

(イ) 公認心理師実習指導者養成講習会事業

実習施設において実習科目を指導する実習指導者の養成及び資質向上のための講習会を実施する。

(10) 虐待対応体制整備の支援

都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業

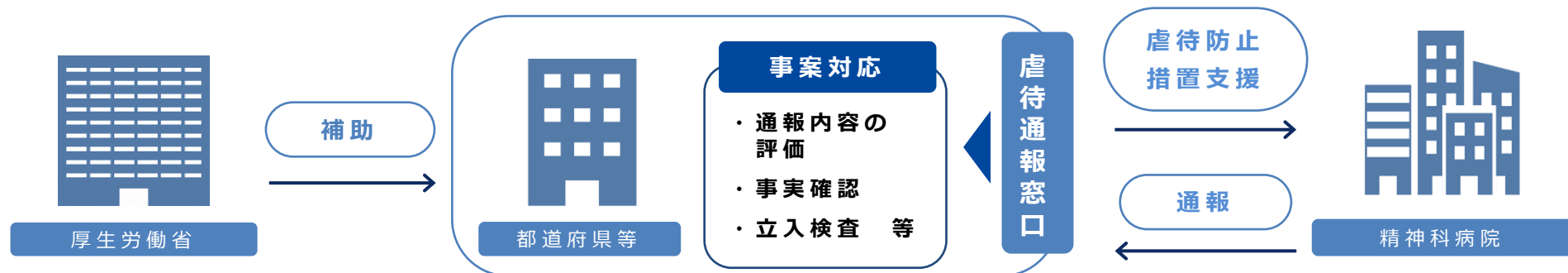
令和8年度当初予算案 41百万円（41百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和4年の精神保健福祉法改正により、令和6年4月以降においては、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者は速やかに都道府県・指定都市に通報することが義務付けられたため、精神科病院に対する指導監督権限を有する都道府県・指定都市において、精神科病院における虐待防止措置を支援するとともに、虐待通報窓口を設置し、虐待事案に対し適切な対応をするために必要な経費について財政的支援を行うことにより、虐待の防止や障害者の保護等の対応ができる体制を整備する。

2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、精神科病院における虐待を防止するための研修や普及啓発等を支援するとともに、虐待通報窓口を設置し、虐待事案に対し適切な対応するために必要な経費について、財政的支援を行う。



3 実施主体等

実施主体：都道府県・指定都市

補助率：1／2

精神科病院における業務従事者による障害者虐待事例調査事業

令和8年度当初予算案 5百万円（一百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和4年に改正された精神保健福祉法の第40条の8においては、「国は、業務従事者による障害者虐待の事例の分析を行うとともに、業務従事者による障害者虐待の予防及び早期発見のための方策並びに業務従事者による障害者虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。」とされ、各都道府県・指定都市の精神科病院における業務従事者による障害者虐待事例を調査・分析することで、精神保健福祉法の適正な運用に資することを目的とする。

2 事業の概要

- ◆各都道府県・指定都市を対象に、当該年度中（4月1日～翌年3月31日）に通報・届出のあった精神科病院の業務従事者による障害者虐待に関する事例について、毎年度調査を実施。
- ◆各都道府県・指定都市の状況を毎年度明らかにし、虐待の背景等を分析。
業務従事者による障害者虐待の予防及び早期発見のための方策等の検討を行う。

＜調査結果を受けた対応＞

- ・虐待事例が発生した場合の対処方法
- ・虐待事例への対応に関する取組事例の横展開
- ・虐待防止のための手引きを作成

【調査項目】

①自治体の基本情報

（虐待対応窓口の設置状況、精神科病院の情報 等）

②自治体の体制整備状況

（虐待対応窓口等の周知状況、関係機関との連携 等）

③業務従事者による虐待

（虐待事例の概要、発生要因 等）

④虐待に関する死亡事例

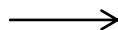
（死亡事例の概要、発生要因 等）

3 実施主体・スキーム

実施主体：国
（民間事業者等に委託）



委託



民間事業者等

- ・調査の発出及び回収
- ・疑義照会等への対応
- ・回答の集計及び分析
- ・報告書の作成



都道府県・指定都市

(11) 自立支援医療等申請手続のオンライン化の検討

① 施策の目的

- 「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)」等に基づき、行政手続きのオンライン化を推進する。

② 対策の柱との関係

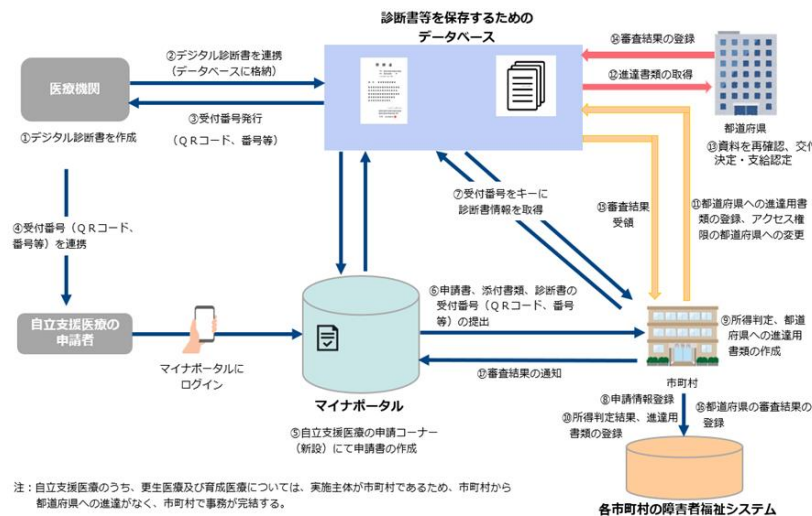
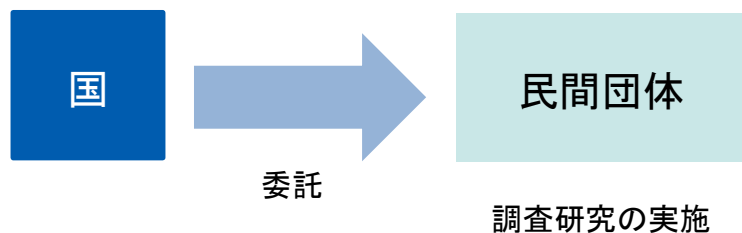
Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

- 自立支援医療、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳に係る各申請手続のオンライン化に向けた検討を進めるため、ロードマップや要件定義書の骨子案を踏まえ、関係者間の調整を行い、要件定義書の作成やオンライン化の実現に向けたロードマップの更新等の調査研究等を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【予算執行の流れ】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 行政手続きをオンライン化することで、窓口や郵送での申請書類提出が不要になり、利便性が向上するとともに、郵送等のコストが低減する。

3 発達障害児者の支援施策の推進

- (1) 強度行動障害の状態にある者に対する地域支援機能の強化
- ① 広域的支援人材の配置及び集中的支援の実施、
支援のネットワークの構築等の推進

地域における強度行動障害を有する者の支援体制の強化 (発達障害者支援体制整備事業（地域生活支援促進事業）)

令和8年度当初予算案 4.3億円（4.3億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

発達障害者支援の地域の中核である発達障害者支援センターについて、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置等を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難事例への対応を行っている。

令和6年度報酬改定において、強度行動障害等に対し高い専門性を有する「広域的支援人材」を発達障害者支援センター等に配置し、地域支援体制を強化するとともに、強度行動障害を有する者に対する適切なアセスメントや有効な支援方法の整理を行う「集中的支援加算」を新設したところ。

これら強度行動障害を有する者に対する集中的支援の実施には、広域的支援人材を事業者に派遣できる体制を早急に構築することが必要であることから、すべての都道府県及び指定都市に、1名以上の広域的支援人材を配置することを目指し、必要な施策を実施していく。（令和6年度10月時点の集中的支援加算の算定状況 51回 国保連データより）

2 事業の概要・実施主体等

○事業概要

（1）発達障害者地域支援マネジャーの配置

- 市町村や事業所における困難事例への助言や医療機関等との連携等を行う発達障害者地域支援マネジャーを配置する。

（2）住民の理解促進

- 発達障害に関する住民の理解促進のため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。

（3）アセスメントツール導入促進

- 市町村などの関係機関を対象に、アセスメントツールの導入促進を図るための研修を実施する。

（4）個別支援ファイルの活用促進

- 市町村等に対する個別支援ファイル（当事者の発達の状況や特性、支援の経過等を記録）の活用促進に関する取組を行う。

（5）集中的支援の実施のための体制整備

- 障害福祉サービス事業所等における集中的支援の実施のため、広域的支援人材の配置等の体制整備を行う。

（6）支援人材に係るネットワーク構築

- 強度行動障害を有する者の支援者（中核的人材を含む）が連携して支援を行うため、また、支援者同士での意見交換や情報共有等を進めるためのネットワークを構築する。

○実施主体：都道府県、指定都市

○補助率：1/2

- (1) 強度行動障害の状態にある者に対する地域支援機能の強化
 - ② 強度行動障害者支援のための中核的人材の養成

令和8年度当初予算案 21百万円 (0百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和6年度報酬改定において、事業所が強度行動障害を有する児者を受け入れる体制強化を図れるよう、チームでの支援において適切なマネジメントを行う中核的人材を配置することに対する評価を新設したところ。
- 厚生労働科学研究により開発される強度行動障害者支援の人材養成のための専門研修プログラムを活用して、専門性の高い中核的人材を養成するほか、令和9年度から全国の都道府県で中核的人材養成が開始できるよう、指導的人材の養成及び指導的人材が活用する教材の開発等を行うとともに、その養成研修を計画的に実施する必要がある。

2 事業の概要・実施主体

【事業内容】

- 強度行動障害を有する児者に対して支援を行う中核的人材の養成研修
- 都道府県において中核的人材の養成を担う指導的人材の養成及び指導的人材が活用する教材の開発
- 研修修了者に対するフォローアップのため、中核的人材による現場での実践を共有するための報告会の開催

【実施主体】

- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ※令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号
附則第7条の規定に基づき実施

中核的人材について

中核的人材とは

【役割】

標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言を行い、強度行動障害を有する児者の受入体制の強化を行う。

【求められるスキル】

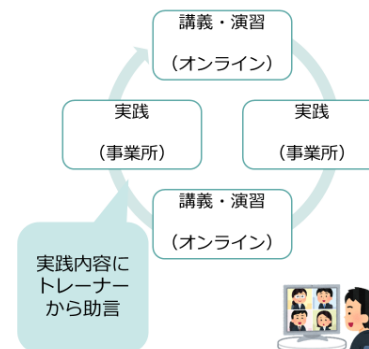
- 標準的な支援
- チーム支援
- 環境調整のアセスメント、計画立案、実施
- 機能的アセスメントに基づく支援計画立案、実施
- QOL向上に向けた支援

参加

中核的人材養成研修

- 講義を受講後、学んだ内容を事業所に持ち帰って実践することを繰り返しながら中核的人材に求められるスキルを学ぶ体験型研修。
- 研修指導者（トレーナー）、補助指導者（サブ・トレーナー）が演習の中で取り組んだ実践に助言を行い実践力の向上を図るとともに、顔の見える関係を作り支援者ネットワーク構築を推進する。

体験型研（イメージ）



研修カリキュラム

標準的支援の講義	1.5h
環境調整のアセスメントの演習	
チーム支援の講義	2.5h
アセスメントの振り返りの演習	
環境調整のプロセスの講義	2.5h
アセスメントの演習	
環境調整に係る計画の策定の講義	2.5h
環境調整の実践の振り返りの演習	2.5h
機能的アセスメントの講義	2.5h
個別支援計画の作成の演習	
生活の質の向上の講義	
実践の振り返りの演習	3h

(2) 発達障害の初診待機解消に関する取組の推進

発達障害診断待機者解消事業（地域生活支援促進事業）

令和8年度当初予算案 93百万円（93百万円） ※（）内は前年度当初予算額

【事業概要】

地域における発達障害の診断待機を解消するため、「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」及び「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」を実施し、発達障害を早期に診断する体制を確保する。

【実施主体】 都道府県、指定都市（事業の一部について委託可）

発達障害専門医療機関初診待機解消事業

発達障害の診断をする医療機関が行うアセスメント等に関して、次の内容に取り組む。

○アセスメント強化（以下の全部又は一部を実施）

- ・発達障害にかかるアセスメント対応職員の医療機関への配置
- ・地域の児童発達支援センターや発達障害者支援センター等でのアセスメントの実施（アセスメントの内容を医療機関に引き継ぎ診断につなげる）
- ・医療機関にケースワーカー等を配置し、子どもが通う施設（例：市町村の保健センターや保育所等）に出向いて行動観察等を行う。得られた情報を医療機関に提供

○効果測定

アセスメント強化の方法や診断待機の改善状況、発見された課題等について有識者を加えて検討し、報告書を作成

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

発達障害に関して高度な専門性を有する地域の拠点医療機関を選定し、次の内容に取り組む。

○人材育成・実地研修

地域の医療従事者への専門技術に関する研修（拠点医療機関における診察等への陪席）など

○情報収集・提供

受診希望の当事者や家族に対する診療可能な医療機関の情報提供 など

○ネットワーク構築・運営

地域の医療機関同士の会議体を構成し、意見交換等を実施

○発達障害医療コーディネーターの配置

医療機関やその他関係機関、当事者及びその家族との連絡・調整



両事業を併せて実施することで効率的な事業実施を図る

(3) 発達障害児者とその家族に対する支援

発達障害児者及び家族等支援事業（地域生活支援促進事業）

令和8年度当初予算案 1.6億円（1.6億円） ※（）内は前年度当初予算額

【事業概要】

発達障害者の家族が互いに支え合うための活動等を行うことを目的とし、ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】1／2



ペアレントメンター養成等事業

- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

家族のスキル向上支援事業

- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施 等



ピアサポート推進事業

- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり 等

その他の本人・家族支援事業

- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施 等



発達障害者等青年期支援事業

- ・ワークショップ等の開催による青年期の発達障害者同士が交流する機会の提供 等



(4) 教育と福祉の連携の推進

家庭・教育・福祉連携推進事業（地域生活支援促進事業）

令和8年度当初予算案 地域生活支援事業費等補助金 505 億円 の内数 （502 億円 の内数） ※（）内は前年度当初予算額

教育と福祉の連携については、地域での切れ目ない支援が求められており、厚生労働省・文部科学省において「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」を立ち上げ、報告をとりまとめた。各市区町村がこの報告書における教育と福祉の連携を推進し、保護者支援を推進するための方策を実施し、その検証結果について報告を行う事業を実施する。

教育・福祉の連携を強化し、障害のある子どもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置し、

①教育と福祉の連携を推進するための方策

- 教育委員会、福祉部局、学校、障害児通所支援事業所の関係構築の場の設置
- 障害福祉制度の周知を図るための福祉部局と教育委員会等による合同研修の実施



②保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のために相談窓口を整理し、ハンドブックの作成等の連携方策を実施する。



**市区町村単位で
家庭・教育・福祉の連携を実現！！**

※スタートアップの費用として活用することを想定しているため、補助対象は事業開始から3年以内に限る。

4 障害者に対する就労支援の推進

(1) 雇用施策と福祉施策の連携による
重度障害者等の就労支援

令和8年度当初予算案 7.7億円 (7.7億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業の概要

- ・ 重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行っている。また、事業実施市町村においてさらなる利用人数の増加を図るため、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連絡・調整や企業向けの説明会、HPやリーフレット等を活用した周知・広報等に取り組んでいる。
- ・ 利用者数について、令和5年度は183人であったところ、令和6年度は226人（1.23倍）と着実に増加しており、引き続き利用人数の増加を図る。

- ※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。
- ※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

3 スキーム

<連携のイメージ>

A 民間企業で雇用されている者 ※ 1

職場等における支援
通勤支援

助成金の対象となる支援

①
②

その他必要な支援

③
③

B 自営等で働く者 ※ 2

職場等における支援
通勤支援

必要な支援

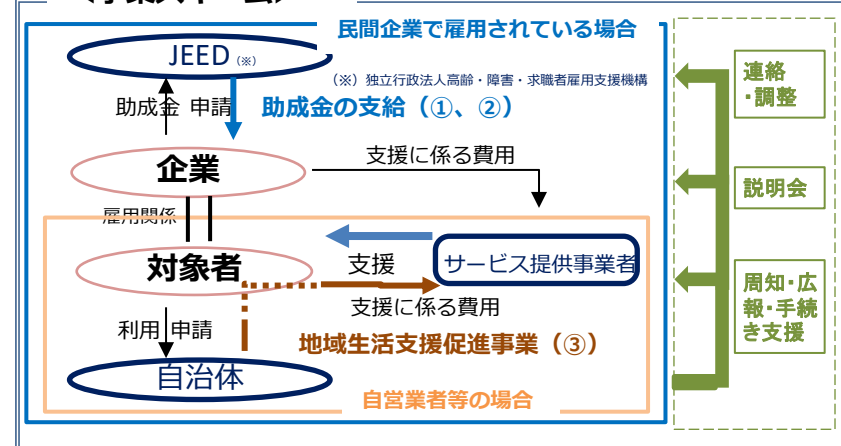
③
③

※ 1 ①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援(3ヶ月まで)に加えて、③これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月目以降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせ一体的に支援。

※ 2 自営業者等（Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者）であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、③通勤や職場等における支援について、地域生活支援促進事業により支援。

- ①：重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）、②：重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
- ③：雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

<事業スキーム>



4 実施主体等

- ◆ 実施主体：市区町村
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4

(2) 工賃向上等のための取組の推進

工賃向上計画支援等事業（地域生活支援促進事業）

令和8年度当初予算案 5.8億円（5.8億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労継続支援事業は、利用者の経済的自立を促す観点から、指定基準において、賃金（工賃）の水準を高めることとされており、令和6年度報酬改定において、A型事業所は生産活動収支が賃金総額を上回る場合には加点、下回る場合は減点とし、B型事業所については、平均工賃月額が高い区分について報酬単価の引き上げを行うといった見直しを行った。
- 賃金（工賃）向上に向けた経営改善を図るためには、正しい就労支援事業会計の理解に基づいた目標設定（黒字化するための生産高の把握）や事業計画の立案、生産活動内容及び原価等の見直し、作業工程の改善等を行うことが重要となる。
- 都道府県において、事業所に対して就労支援事業会計に関する専門家派遣や相談窓口設置等にかかる費用について補助を行う。

2 事業の概要

(1)基本事業(補助率:1/2)

①工賃等向上事業

1.経営力育成支援

- 事業所等の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

2.品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

3.事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入及びICT機器の活用や知識向上のための研修等の実施

4.販路開拓・広報支援

- 商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施
- 事業所の製品を販売するオンラインショップや地域の事業所・共同受注窓口に関する情報提供機能等を盛り込んだポータルサイトの開設・運営等、事業所の製品等に係る広報・情報提供事業をオンラインにて実施

5.就労支援事業会計の管理・経営改善支援事業

- 事業所等における適切な会計管理の徹底や、就労支援事業会計に基づいた経営改善計画の策定及びその確実な実行に向けた会計士等の就労支援事業会計に関する専門家の派遣、都道府県における就労支援事業会計に関する相談窓口の設置等の実施

②在宅就業マッチング支援等事業

- 在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援

③共同受注窓口の機能強化事業

- 関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、都道府県域を越えた受発注も含めた、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うことを支援する。

(2)特別事業(補助率:1/2)

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業・林業・水産業等に係る技術指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援
- 障害福祉分野と農業分野の関係者の相互理解促進
- 農業等生産者と障害者就労施設とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援

3 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト（工賃向上計画支援等事業特別事業）

令和8年度当初予算案 2.1億円（2.1億円） ※（）内は前年度当初予算額

事業の趣旨

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業等の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

○農業等の専門家派遣による6次産業化の推進

農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業

農業等に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。（ブロック単位でも開催可）

○意識啓発等

農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチングから事業実施までの支援

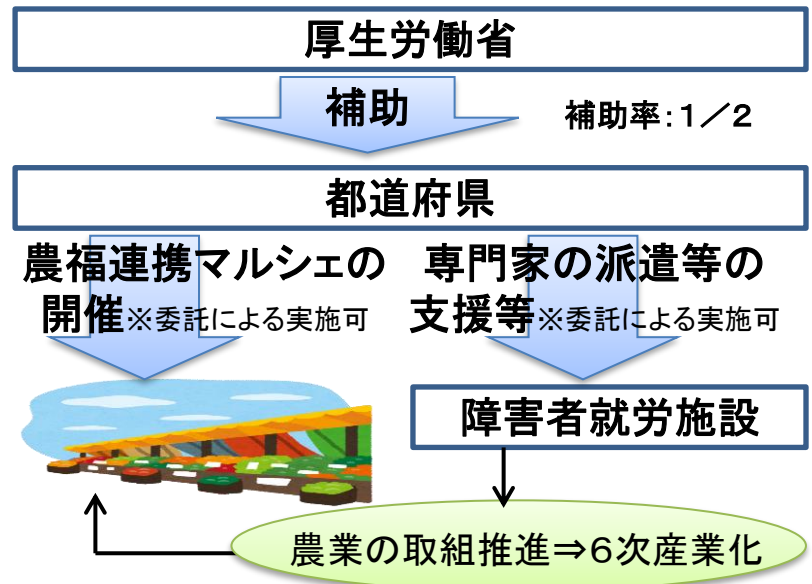
伴走型コーディネーターを活用するなど、農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援に係る経費を補助する。

※過疎地域における取組を優先的に補助。

○障害福祉分野と農業等の分野の関係者の相互理解促進

障害者就労支援施設等の支援員や農業者等の相互理解が進むように、相互の事業所の訪問や農業体験会等を実施する経費を補助する。

<事業のスキーム>



農福連携マルシェへの参加



(3) 障害者就業・生活支援センター事業の推進

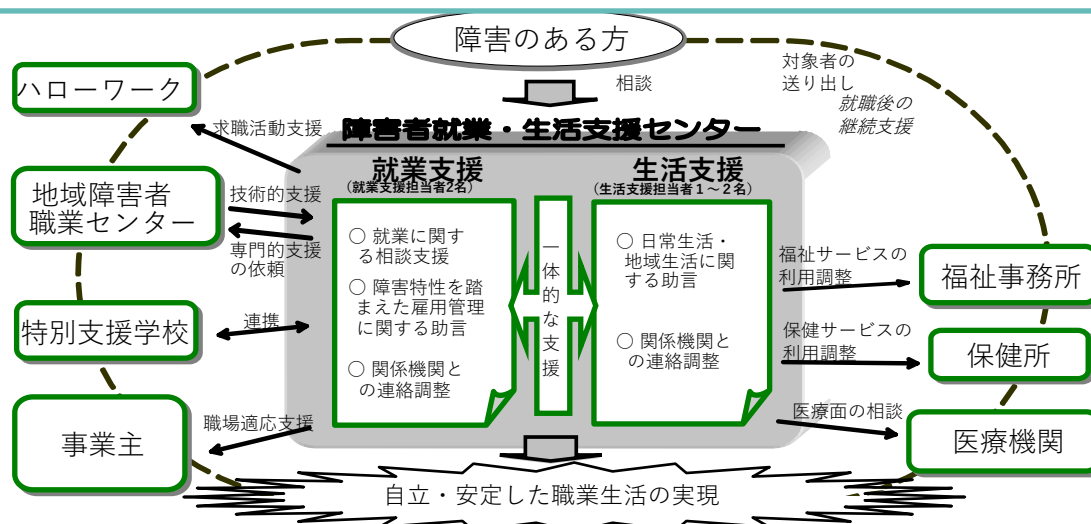
令和8年度当初予算案 7.9億円 (7.9億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就業に伴う生活面の支援を必要とする障害者を支援するため、障害者就業・生活支援センターに生活支援を専門に担当する職員（生活支援担当職員）を配置し、障害者の職業生活における自立を図る。
- 法定雇用率の引き上げに伴い、地域における障害者雇用が進み、支援を必要とする者は年々増加しており、**センターの箇所数増に伴う増額を要求する。** ※現行予算上、336センターの予算が計上されているが、令和7年度には339センターとなる

2 事業の概要

- 障害者就業・生活支援センターでは、就業支援担当者と生活支援担当者が連携し、障害者の就労定着に向けた支援を行っている。
- 支援対象障害者数（登録者数）は226,888人（令和6年度）となっており、単純計算すると1センターあたり約670人の登録者数となっている。



設置箇所数 ※令和7年4月現在 (令和7年7月に一箇所増予定)	支援対象障害者数 (登録者数) ※令和6年度	相談・支援件数 (障害者) ※延べ件数	相談・支援件数 (事業主) ※延べ件数	就職件数 ※令和6年度	職場定着率 (就職後1年経過時点)
338箇所	226,888人	1,250,653件	464,027件	16,414件	80.5%

3 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

(4) 就労選択支援員養成研修等の実施

① 施策の目的

- 就労選択支援等が全国で円滑に実施されるとともに、全国均一の質を確保できるよう、国において就労選択支援員の養成のための研修等を実施する。

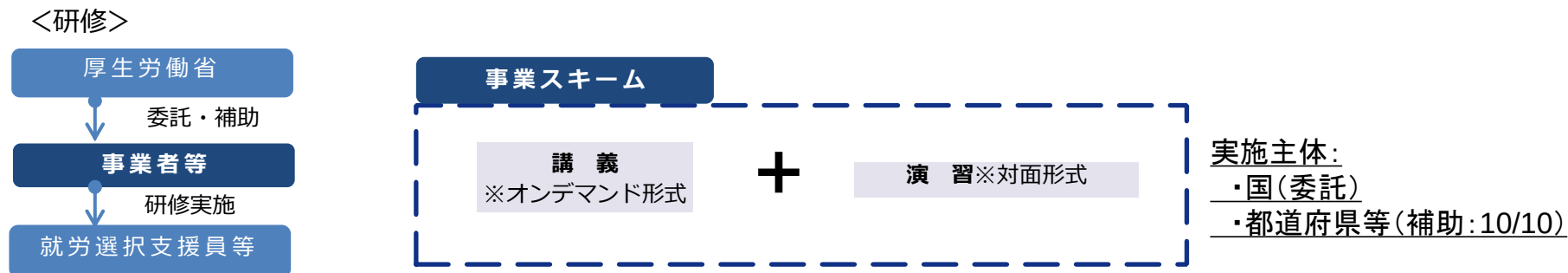
② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 令和7年10月から、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が開始された。
- 就労選択支援等が全国で円滑に実施されるとともに、全国均一の質を確保できるよう、国において就労選択支援員の養成のための研修等を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業を実施することにより、就労を希望する障害者等が、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の障害特性を踏まえた就労支援の提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげることを通じて、障害者の自立した日常生活や社会生活の実現に寄与する。

5 東日本大震災等の災害からの復旧・復興への支援

(1) 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置

障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置（復興特会）

令和8年度予算案 10百万円（10百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 障害福祉サービス等に係る利用者負担については、都道府県又は市町村の判断で、災害その他の事情により利用者が負担することが困難であると認めた場合には、その負担を減免することができる。 ※障害者総合支援法第31条
- そして、サービスに係る費用から利用者負担額を除いた額を、国、都道府県、市町村がそれぞれ負担することになっているが、東日本大震災の被害が甚大であることから、特例として、都道府県又は市町村が利用者負担の免除を行った場合は、国が利用者負担相当額について財政支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

【事業の概要】

都道府県又は市町村において、障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく以下のサービスに係る利用者負担の免除を行った場合に、国がその負担相当額の財政支援を行う。

対象サービス：介護給付費・訓練等給付費・補装具費・障害児入所給付費・障害児通所給付費等・障害児入所措置費やむを得ない事由による措置費



3 実施主体等

【対象利用者】

東京電力福島第一原発の事故により設定された避難指示区域の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民
※令和8年度は楢葉町全域において特例措置が終了

【実施主体】

対象利用者に対し利用者負担免除を実施する都道府県又は市町村

【実施期間（令和8年度）】

令和8年3月1日から令和9年2月28日まで

【補助率】

国（10／10）

被災地域における障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置

令和8年度予算案 5 百万円（－百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

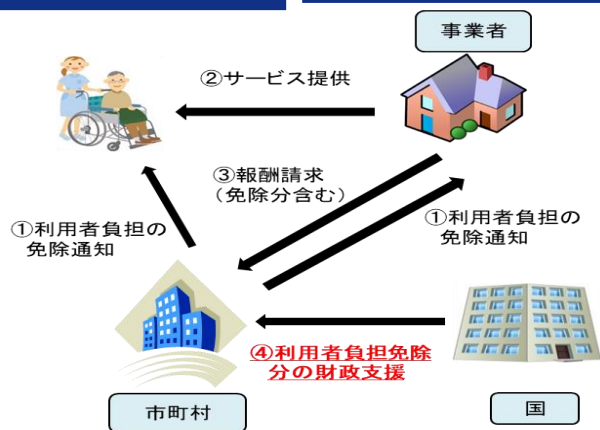
- 障害福祉サービス等に係る利用者負担については、都道府県又は市町村の判断で、災害その他の事情により利用者が負担することが困難であると認めた場合には、その負担を減免することができる。 ※障害者総合支援法第31条
- そして、サービスに係る費用から利用者負担額を除いた額を、国、都道府県、市町村がそれぞれ負担することになっているが、特例として、特定非常災害級の災害の発生に起因して都道府県又は市町村が利用者負担の免除を行った場合は、国が利用者負担相当額について財政支援を行うこととなっている。
- これまで、当該財政支援は、災害発生の都度、予算の流用もしくは補正予算により財源を確保して実施してきたが、近年、特定非常災害級の自然災害が頻発していることに鑑み、当初予算において利用者負担の免除措置に係る事業を創設する。

2 事業の概要

都道府県又は市町村において、障害者総合支援法に基づく以下のサービスに係る利用者負担の免除を行った場合に、国がその負担相当額の財政支援を行う。

対象サービス：介護給付費・訓練等給付費・補装具費・やむを得ない事由による措置費

3 事業スキーム



4 実施主体等

対象利用者：特定非常災害の指定を受けた自然災害に被災した地域における災害救助法適用地域の利用者

実施主体：上記の対象者に対して利用者負担免除を実施する市町村

補助率：国（10/10）

(2)被災地心のケア支援体制の整備

① 施策の目的

令和6年能登半島地震等による被災者等の心のケアについて、被災地の精神保健医療福祉体制の強化を図る。

② 対策の柱との関係

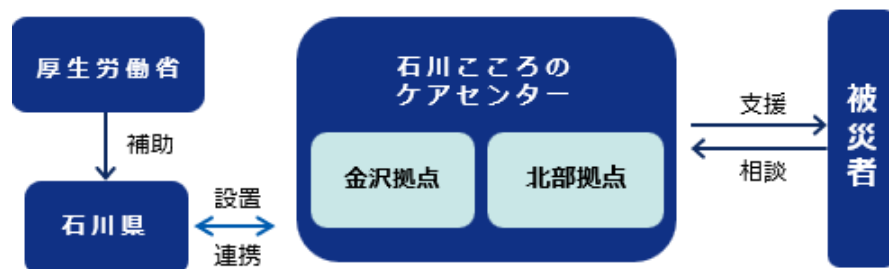
Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③ 施策の概要

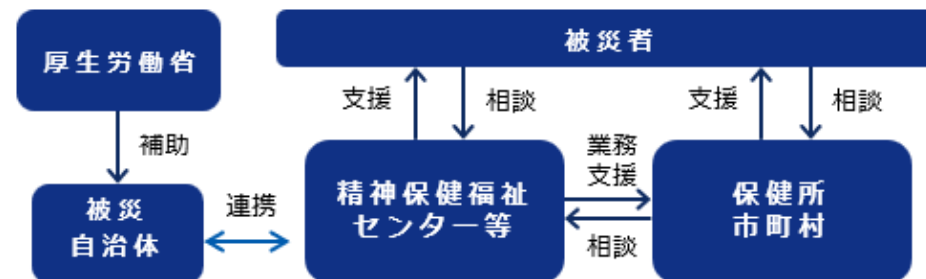
- 令和6年能登半島地震等について、「石川こころのケアセンター」を運営し、被災者・支援者支援、人材育成、心の健康に関する普及啓発等を実施。
- 災害等の発生により、継続した支援が必要とされる場合について、精神保健福祉センター等に心のケアの専門職を配置し、被災者への精神保健相談体制の強化等を実施。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

1. 補助率:3/4



2. 補助率:1/2



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

能登半島地震等の被災地においては、PTSD(心的外傷後ストレス障害)や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスを起因とした心身の変調が生じる被災者が増加することから、被災地の精神保健福祉体制の強化を図り、被災者等の心のケアに係る支援体制を充実させる。